

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 市の防災力の強化

第1節 活動体制の強化

大規模地震等が発生した場合、建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時多発火災や救急救助事象が発生するとともに、ライフラインの被災が被害の拡大をもたらすと予想される。

このため、市においては、初動体制を始めとする活動体制の強化及び広域応援体制の強化による活動体制の整備を図る必要がある。

第1 初動体制の整備

本市では、阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成28年（2016年）熊本地震などの大規模地震の教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信の輻輳により職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ地震の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を推進する。

本市の「初動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 初動配備体制の整備	くらし安全課、各課共通
2 執務環境の整備	くらし安全課、各課共通
3 災害救助法が適用された場合の体制	くらし安全課、各課共通
4 業務継続計画（BCP）	くらし安全課、各課共通
5 災害対応に必要な電源等の確保	くらし安全課、総務課
6 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策	くらし安全課、政策推進課
7 応援機関の受入体制の整備	くらし安全課、関係各課

1 初動配備体制の整備

平成28年（2016年）熊本地震、阪神・淡路大震災など、勤務時間外に発生した大規模地震の場合、交通網及び通信網の途絶、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員参集の遅れなど、初動対応に支障が生じた。

そのため、本市は、突然の大地震に対しても、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに組織的に活動できるよう、震度5強以上の地震に対しては自動的に災害対策本

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第1節 活動体制の強化

部を立ち上げ、所定の職員（震度6弱以上の地震の場合は、全ての職員）は、動員連絡がなくても自主参集するものとする。

2 執務環境の整備

（1）災害対策室の整備

市は、大規模災害の発生又は発生のおそれがある場合、市長を本部長とした災害対策本部を災害対策室に設置する。

そのため、災害対策室には、ボード、地図、電話回線等の必要設備を備えておく。

（2）各執務室の整備

市庁舎、各出先機関等の職員執務室に対しては、書棚やロッカーなどの転倒防止、ガラスの飛散防止、各種機器に対する転倒防止措置等の対策を図る。

（3）災害対策本部の代替施設の整備

市庁舎が大規模地震等により被災し災害対策本部を設置できなくなった場合、市長の指示する公共施設に災害対策本部を開設する。

代替施設の候補は、文化センターなどの公共施設とし、災害対策本部としての機能の整備を図る。

（4）代替機能の確保

発災に伴う庁舎の停電、断水等に備え、非常用電源、簡易トイレ等の代替手段の備えを充実させる。

（5）災害対策要員（職員）用食料、飲料水、備品の備え

発災時において、職員が迅速に執務を執行できるよう、食料、飲料水、備品（必要な生活物資）を最低3日分程度備えておく。

3 災害救助法が適用された場合の体制

市域に災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施（または県の実施する救助事務を補助）するものとする。市は、あらかじめ救助体制を定めておくものとする。

4 業務継続計画（BCP）

市は、業務継続計画（BCP）を策定し、発災時は計画に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

5 災害対応に必要な電源等の確保

大規模災害による長期停電に備え、庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

6 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

市は、保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバ

ックアップ対策を講ずる。

7 応援機関の受入体制の整備

市は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、広域受援計画の策定に努める。

応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。

防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

(1) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

市は、他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるための体制を確立する。

■応援活動の種類と機関等

種類	活動機関・内容（例）
災害救助に関連する業務	消防、警察、自衛隊による輸送手段、交通路の提供及び確保等
医療応援に関連する業務	医療救護班、DMATの支援、ヘリポートの提供等
被災生活の支援等に関連する業務	物資の応援、応急危険度判定、心のケア等
災害復旧・復興に関連する業務	被災者の一時受入、職員の派遣（事務の補助）等

■受入体制の整備

- 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備
- 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報の共有化
- 他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施

(2) 国及び県などの応援受入体制の整備

市は、国及び県などの応援受け入れに際して災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

■受入体制の整備

- 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。
- 長期間の救援活動を想定して宿泊施設や炊事施設を考慮するとともに、輸送・交通アクセスの便も考慮する。

(3) 公共的団体からの応援受入体制の整備

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第1節 活動体制の強化

市は、公共的団体（「第1編 第2節 第2 8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割」（p1-14）参照）の防災に関する組織の充実を図るための支援及び指導等を通して、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

そのため、活動区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対し積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

第2 防災協定の充実

本市の「防災協定の充実」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 自治体との相互応援協定の充実	くらし安全課
2 民間事業者・団体との応援協定の充実	くらし安全課、関係各課

1 自治体との相互応援協定の充実

大規模災害が発生した場合、市のみで応急対策活動を完遂することが困難な状況が想定されるため、市は、他市町村との相互応援協定を結び災害時の救援活動体制の充実を図る。

ただし、平成 28 年（2016 年）熊本地震や東日本大震災でも見られたように、大規模災害時には市だけでなく近隣市町村でも同様に救援活動が困難な状況になると考えられるため、県内の隣接しない市町村又は遠隔都市との相互応援協定の締結を図るとともに、災害発生時における膨大な業務を処理するため、災害対応経験のある自治体の職員が持つノウハウを活用する視点も含めた協定の締結を図る。

なお、本市が自治体と締結している協定は、以下のとおり。

■自治体との相互応援協定

協定名	協定締結先	締結年月日
災害時等の相互応援に関する協定	福島県会津坂下町	H8. 8. 3
災害時等の相互応援に関する協定	千葉県富津市	H9. 12. 22
災害時等の相互応援に関する協定	茨城県牛久市	H10. 1. 23
災害時相互応援協定	新潟県十日町市	H10. 2. 24
災害時の避難場所相互利用に関する協定書	川島町	H27. 7. 1
災害時等の相互応援 に関する協定	蕨崎市	R2. 2. 12
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び県内全市町村	H19. 5. 1

2 民間事業者・団体との応援協定の充実

大規模災害時には、市職員だけで、救出・救助、食料・生活物資の供給及び輸送等の救援活動を実施することは困難であるため、あらかじめ民間事業者・団体との応援協定を結び、迅速・的確な救援活動体制を図る。

なお、本市が民間事業者・団体等と締結している協定は、以下のとおり。

■民間事業者・団体との応援協定

協定名	協定締結先	締結年月日
災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	東日本旅客鉄道株式会社	H25. 10. 1
災害時における L P ガス応急生活物資等に関する協定	(一社)埼玉県 LP ガス協会 鴻巣支部	H9. 11. 5
広域停電事故による北本市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)	H11. 12. 15

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第1節 活動体制の強化

協定名	協定締結先	締結年月日
広域的なガス供給停止による北本市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定書	(株)エナジー宇宙	H19.12.1
広域的な断減水による北本市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定書	桶川北本水道企業団	H19.12.1
大規模災害時等における電力復旧等に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)	H23.1.24
災害時における航空機の優先利用に関する協定書	本田航空(株)	H10.2.25
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	H20.10.29
災害又は事故等における応急対策業務に関する協定書	北本市総合建設業協会	H28.1.15
災害時における物資の輸送に関する協定書	(一社)埼玉県トラック協会 鴻巣支部	H24.7.2
災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書	北本リサイクル事業協同組合	H25.10.23
災害時における支援物資の集積・輸送拠点等に関する協定	日本GLP(株)	R3.7.21
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)	R4.2.28
災害時における放送等に関する協定	(株)ジェイコム北関東	H27.12.3
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R1.5.19
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株) 埼玉事業部	H27.3.12
災害時等における優先協力要請に関する協定書	(株)矢口造園	H20.9.25
災害発生時における北本市と北本市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便局株式会社	R3.2.15
災害時における救援物資提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング (株)	H16.12.8
防災応援型自動販売機設置に関する協定	三国コカ・コーラボトリング (株)	H24.6.12
災害時等における資機材等の優先供給に関する協定	コーエィ(株)	H19.6.7
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	H23.2.25
災害時における生活物資の供給に関する協定	(株)カインズ	H24.10.31
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	さいたま農業協同組合	H24.12.20
災害時における燃料等の供給協力に関する協定	有限会社しんごや石油	H24.6.29
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H30.2.16
災害時における物資の供給に関する協定	(株)マミーマート	H31.3.1
災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	三協フロンテア(株)	R1.5.29
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	日藤ダンボール(株)	R2.7.9
災害時における物資の供給に関する協定	(株)平和アルミ製作所	R3.7.27

第2編 災害予防計画
 <第1章 市の防災力の強化>
 第1節 活動体制の強化

協定名	協定締結先	締結年月日
災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	H29. 1. 23
災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	H30. 12. 18
災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	北本市社会福祉協議会	R4. 11. 8
災害時の医療救護活動に関する協定書	桶川北本伊奈地区医師会	H29. 3. 28
災害時の医療救護活動に関する協定書	埼玉県北足立歯科医師会	H29. 3. 28
災害時の医療救護活動に関する協定書	北本市薬剤師会	H29. 3. 28
災害時等における福祉協力等に関する協定書	生活協同組合コープみらい	H23. 2. 25
災害時におけるに福祉協力等に関する協定	社会福祉法人松寿会	H25. 9. 30
災害時におけるに福祉協力等に関する協定	社会福祉法人ピースクエア	H26. 3. 19
災害時におけるに福祉協力等に関する協定	特別養護老人ホームさくら苑	R29. 10. 20
災害時におけるに福祉協力等に関する協定	社会福祉法人一粒	R4. 10. 26
災害時におけるに福祉協力等に関する協定	社会福祉法人千歳会	R4. 11. 17

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第1節 活動体制の強化

第3 職員の防災力の向上

本市の「職員の防災力の向上」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 職員の防災教育	くらし安全課、各課共通
2 職員の家庭における安全対策の徹底	各課共通
3 防災活動マニュアルの整備	くらし安全課、各課共通
4 防災機器操作の習熟	くらし安全課、関係各課

1 職員の防災教育

災害時における適切な判断力を養成し、責任を持って自発的に行動できるように、職員に対して以下の防災教育を実施する。

(1) 職場研修

市は、防災訓練等にあわせて以下の項目について研修会等により防災教育を行う。

特に、災害時の担当職務が平常時の担当職務と異なるとき、定期的に実技修得演習を実施するとともに、※印の事項については、年度当初に所属職員に対し十分に周知し、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

- 地震、風水害等の防災に関する基礎知識
- 北本市地域防災計画の内容と市が実施している防災対策
- 地震等の災害が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識（※）
- 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）（※）
- 埼玉県地震被害想定調査の内容
- 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

(2) その他の研修、講習会

くらし安全課は、必要に応じて研修、講習会を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

2 職員の家庭における安全対策の徹底

家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷などにより職員としての防災活動の実施が困難になる。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意などの安全対策が徹底されるよう、定期的に職員に対策の実施を促す。

家庭における主な安全対策を以下に示す。

- 家具の配置を見直し、家具類や家電製品などの転倒・落下・移動を防止する。
- 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡方法を話し合う。
- 「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法を確認する。
- 備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）とともに非常持ち出し品の点検を行う。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。
- 住居の耐震性や必要な補強等を確認する。
- 避難所や安全な避難経路、消火器の設置場所、操作方法を確認する。

3 防災活動マニュアルの整備

くらし安全課は、個々の職員が、発災に際して迅速に応急対策活動を実施できるよう、あらかじめ動員配備基準や職員の参集方法等を記した「災害時職員対応マニュアル（改訂版）」を作成している。

なお、防災活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて毎年検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

「災害時職員対応マニュアル（改訂版）」の記載内容は、次のとおりである。

- 活動体制の種別及び配備区
- 災害対策本部の組織及び事務分掌
- 活動区分
- 参集区分
- 参集時の心得
- 地震発生時におけるフロー 等

4 防災機器操作の習熟

救助資機材及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

第2節 緊急対応活動のための準備

大規模災害の発災時には迅速な情報の収集・伝達、消防活動、救出救助・救急活動、医療救護活動及び避難活動など、人命を守るための緊急対応活動を最優先で実施することが重要である。

そのため、市及び防災関係機関は、日頃から緊急対応活動を迅速に実施できるように準備に努めるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達体制の整備

大規模地震が発生した場合、市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。

特に通常の勤務時間以外に地震が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になり、こうした成果を踏まえる必要もある。また、休日や夜間に地震が発生した場合や、被害が一部に限られた場合でも迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

本市の「災害情報の収集・伝達体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 災害情報連絡体制の整備	くらし安全課
2 被害情報の早期収集体制の整備	くらし安全課
3 通信施設の整備	くらし安全課

1 災害情報連絡体制の整備

本市は、災害時に本市と防災関係機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うため、本市の災害情報連絡体制を以下の方策により整備、推進する。

なお、県では、平成28年3月から従来の防災情報システムを見直し、被災情報を可視化して一元的に提供する、災害情報の入力・表示システムである「埼玉県災害オペレーション支援システム」を稼働させており、本市においても、積極的に活用するものとする。

＜第1章 市の防災力の強化＞

第2節 緊急対応活動のための準備

[illegible]

本市は、迅速に情報の収集・伝達を実施するのに必要な情報連絡体制の確立に努める。
なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、以下に示すとおりである。

各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、本市が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。

このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

活動項目	担当部署
災害対策活動拠点	市役所災害対策室
避難拠点	・ 広域避難所（指定避難所）、指定緊急避難場所 ・ 指定福祉避難所（総合福祉センター、健康増進センター）
物資備蓄拠点	拠点防災倉庫及び防災倉庫
物資集配拠点	北本市文化センターホール、北本市役所庁舎広場、北本中学校体育館下駐車場
緊急輸送拠点	飛行場場外離着陸場（北本中学校・北本スポーツセンター）

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

■防災関係機関との連携強化

本市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファクス番号等）を相互に通知し、地震災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日頃から連携を図る。

■本市の主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
	インターネット回線	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部 ～ 全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部 ～ 県・近隣市町村・防災関係機関
	市防災行政無線(固定系)	災害対策本部 → 市内各所
	デジタル簡易無線	災害対策本部 ～ 防災拠点

(2) 通信連絡体制の確立

本市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。
そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(3) 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、インターネット、防災行政無線、デジタル簡易無線、電話及びファクシミリを連絡手段として実施する体制の整備を図る。
また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話等の通信手段の活用を図る。

(4) SNSの活用

X（旧ツイッター）、LINE、フェイスブックなどのインターネットを活用した情報収集を図るとともに、情報の真偽を確認することに努める。

(5) 報道機関との連携

大規模災害時には、地震等発生源情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。
そのため、市は、大規模災害時における放送について各報道機関との連携に努める。

2 被害情報の早期収集体制の整備

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

(1) 情報収集体制の強化

地震発生直後の交通路の遮断、電話の不通等の対策として、バイク、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

（2）自主防災組織等からの情報収集

地震発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。

このため、各地区で構成される自主防災組織について、本市を含めて横断的な情報交換を行うとともに、消防署・消防団との有事の際の連携を目指した訓練・講習会の実施などによって、機能的な防災体制の構築に努める。

（3）アマチュア無線等からの情報収集

地震災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者、バス事業者等との協力体制を整備する。

3 通信施設の整備

（1）災害時優先電話の配備の推進

大規模災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、通話が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となることから、市は、あらかじめ市役所、小中学校等の主要な公共施設の電話を災害時優先電話として電話通信会社に登録している。

市は、平素から次の措置を行い、また職員に周知を図り、災害時に有効に活用できるよう努める。

■周知事項

- 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

☞【資料 5.1】『災害時優先電話登録状況一覧』参照

（2）災害時用公衆電話の優先設置についての協議

市は、大規模災害の被災者や帰宅困難者が無料で使用することができる災害時用公衆電話の優先的設置が可能となるよう NTT 東日本と協定を締結している。

《参考》

◆「災害時用公衆電話」について

NTT（東日本・西日本）が、災害救助法の発動または、それに順ずる事態の発生で使用開始する、施設収容人数 100 人当たり 1 台設置する公衆電話サービスである。

☞【参考資料】『特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株）』参照

（3）防災行政無線の整備・強化

市は、防災行政無線を基に情報伝達体制を確立する。

そのため、発災時に支障の生じないよう整備点検に努める。

また、防災行政無線による情報を住民等が確実に把握できるように、防災無線の放送内容のメール配信、電話自動応答サービス、市ホームページへの掲載など、複合的な情報伝達手段を確保する。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

(4) インターネット環境の整備

防災関係機関・団体、避難所等の相互において情報を共有し、迅速な意志決定を行うため、市ホームページの災害情報欄の整備など、インターネット環境を整備する。

現在、市では、市ホームページで「災害時の避難所」、「地震発生時・火災発生時の対応」、「大地震に対する備え」等の情報を市民に提供するとともに、株式会社NTT ドコモ、au (KDDI 株式会社) 及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メールサービス（エリアメール）の運用をしており、災害時に、災害情報の提供や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から活用方法等について検討しておく。

■緊急速報メールの配信情報

区分	内容
防災情報	緊急災害時の避難指示、避難所開設状況などの情報、火災予防などのお知らせ、その他の危機事案に関する情報
防災行政無線情報	防災行政無線で流した情報
J-ALERT の情報	緊急地震速報、震度速報、気象等の特別警報など

(5) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の運用

市は、消防庁からの災害に関する情報を瞬時に市民へ提供できるよう、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を運用している。

(6) 各種通信設備の使用マニュアルの作成

災害時において、各種通信設備（特に防災行政無線）を迅速・的確に使用するため、平常時から使用マニュアルを作成し、通信設備の使用方法の習熟を図る。

(7) 通信施設の安全対策

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

■通信施設の安全対策

項目	内容
非常用電源の確保	停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。
転倒防止対策	災害時に情報通信設備が確実に使用できるよう、各種機器の転倒防止対策を行うとともに、周辺の備品の転倒により機器が使用不能とならないよう、周辺の備品等に対しても転倒防止対策を実施する。
浸水防止対策	多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、床から最低限の高さを確保し設置する。
通信システムのバックアップ化	災害時に市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップコンピュータを別の場所に設置する等、バックアップ体制の整備に努める。

第2 消防活動体制の整備

過去、強風時に火災が発生し、家屋が焼失したことがある。住宅密集地等の市街地に火災が発生した場合、大規模な延焼火災となり、大きな被害をもたらすことが予想される。

このため、市は、埼玉県央広域消防本部（以下「消防本部」という。）と連携して、消防施設の整備充実、消防団員の教養訓練等を実施して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

本市の「消防活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 消防力・消防水利の強化	消防本部、くらし安全課
2 初期消火体制等の強化	消防本部、くらし安全課

1 消防力・消防水利の強化

「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、消防施設（消防車両を含む）、消防水利等の整備の充実を図る。また、消防自動車、防火水槽等の性能点検を実施し、常にその性能の維持向上を図り、災害時にこれらが適切に機能するよう努める。

（1）消防体制の充実

ア 消防体制の確立

常備消防力は、3市による広域消防で、1本部、3消防署、6消防分署を有し、本市には北本消防署と北本東分署が配置され、火災の予防・警戒・鎮圧等の消防業務に当たっている。また、市の消防団は、火災発生等の場合に地域の防火活動の中核として初期消火、避難誘導等のほか、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するなど、地域の防災リーダーとして重要な役割を担っている。

イ 消防団の育成

市の消防団は、消防団本部と6消防分団129名、計135名で構成されており、常備消防の活動を補佐し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。

消防本部及び市は、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実戦的な教育訓練を実施するとともに、市民への防災指導に努める。

また、消防団の活性化に向けて、消防団活性化総合計画の策定に努め、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員の参加促進、分団制度の活用等消防団の活性化を図る。

ウ 消防施設等の整備充実

市は、消防力の現勢等を把握し、消防本部と連携して「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図るとともに、消防団に必要な消防資機材、消防団詰所、ポンプ自動車等の計画的な更新を図り、

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

その推進を図る。また、災害により消火栓が機能しない場合に備えて、計画的に防火水槽の増設を進めるとともに、河川等の自然水利の活用を図る。

(2) 消防水利及び進入路の確保

ア 消火栓が使えない場合の対策

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性のある防火水槽の整備、河川やプール等の水利の確保をより一層推進していく。

☞【資料 6.1】『消防水利現有状況』参照

イ 地域の状況に対応した消防水利の配置

消火栓や防火水槽などの消防水利の設置は、市街地など地域状況を勘案して配置する。

ウ 住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備

非常時に消防車両等のアクセスが迅速にできるように、住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備に努める。

(3) 協力応援体制の確立

ア 他の消防機関の応援受け入れ及び円滑に活動するために必要な支援

消防本部は、自らの消防力だけでは対応できない場合を想定し、「埼玉県下消防相互応援協定」を締結している。消防本部及び市は、他の消防機関の応援受け入れのための体制を整備しておくものとする。

イ 自主防災組織の育成と活性化

消防活動に当たっては、消防団はもとより自主防災組織の協力が重要となる。そのため、消防本部及び市は、日頃から、その協力方法・体制について協議し、整備しておくものとする。

2 初期消火体制等の強化

(1) 市民の初期消火力の強化

大規模地震では同時多発火災の発生が予想され、消防本部の消防力にも限界がある。

そのため、消防本部は、消防団及び自主防災組織を中心に、地域住民の協力による消火器、バケツリレー消火等の初期消火や応急手当による応急救護、簡易救助資器材を使った救助が一体的かつ組織的に活動できるよう、地域の初期消火、応急救護、救助体制の充実を図る。

(2) 事業所の初期消火力の強化

消防本部は、市内の事業所に対して、地震発生直後の初期消火等に対応できるよう初期消火器具等の整備、強化を指導し、自衛消防体制の確立、強化を図るよう指導する。

(3) 市民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育や防災訓練を行い、市民の防災行動力を高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力及び連携を促進し、地域における総合防災体制を強化していく。

第3 救出救助、救急体制の整備

本市の「救出救助、救急体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 活動体制の整備	消防本部
2 救出用資機材の整備	消防本部、関係各課
3 応急手当法の普及啓発	消防本部
4 トリアージの習熟	消防本部

1 活動体制の整備

大規模かつ多様化する救助、救急需要に対応するため、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種訓練を実施し、救助及び救急体制の強化を図る。

2 救出用資機材の整備

多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対応するため、救助工作車、高規格救急車及び救出用資機材を計画的に整備するとともに、重機等については市内の建設業者の所有する機材を借り上げるなど協力体制を確立する。

3 応急手当法の普及啓発

適切な応急手当を負傷者や急病人に施すことは、その生命や身体を守るために極めて重要である。そのため、消防本部は、市内在住又は在勤者を対象に普通救命講習や応急手当講習会を開催して、できるだけ多くの住民が応急手当法を習熟できるよう努める。

4 トリアージの習熟

同時に多数の負傷者が発生した場合、消防本部は、医療機関等と連携しながら負傷者のトリアージを行うこととなる。そのため、平常時から桶川北本伊奈地区医師会等の協力を得ながら、トリアージの訓練・研修により要員の育成・強化を図る。

《参考》

◆「トリアージ」について

多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を緊急度と重症度により選別し、治療及び搬送の優先度を決める技術をいう。少数の医療スタッフ、限られた医療資源を活用し、救命可能な患者をまず選定して治療することを目的とする。

☞【資料 7.4】『トリアージタッグ』参照

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

第4 医療救護体制の整備

本市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、死者が358人、負傷者が1,676人（うち重傷者数489人）と、大きな人的被害の発生が予想されており、市は、これら多数の負傷者に対し迅速かつ的確に医療救護を実施しなければならない。

本市の「医療救護体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災医療システムの整備	健康づくり課
2 初動医療体制の整備	健康づくり課、くらし安全課
3 後方医療体制の整備	くらし安全課、健康づくり課
4 要配慮者に対する医療対策	健康づくり課、障がい福祉課、子育て支援課、保育課、高齢介護課
5 医薬品等の確保	健康づくり課

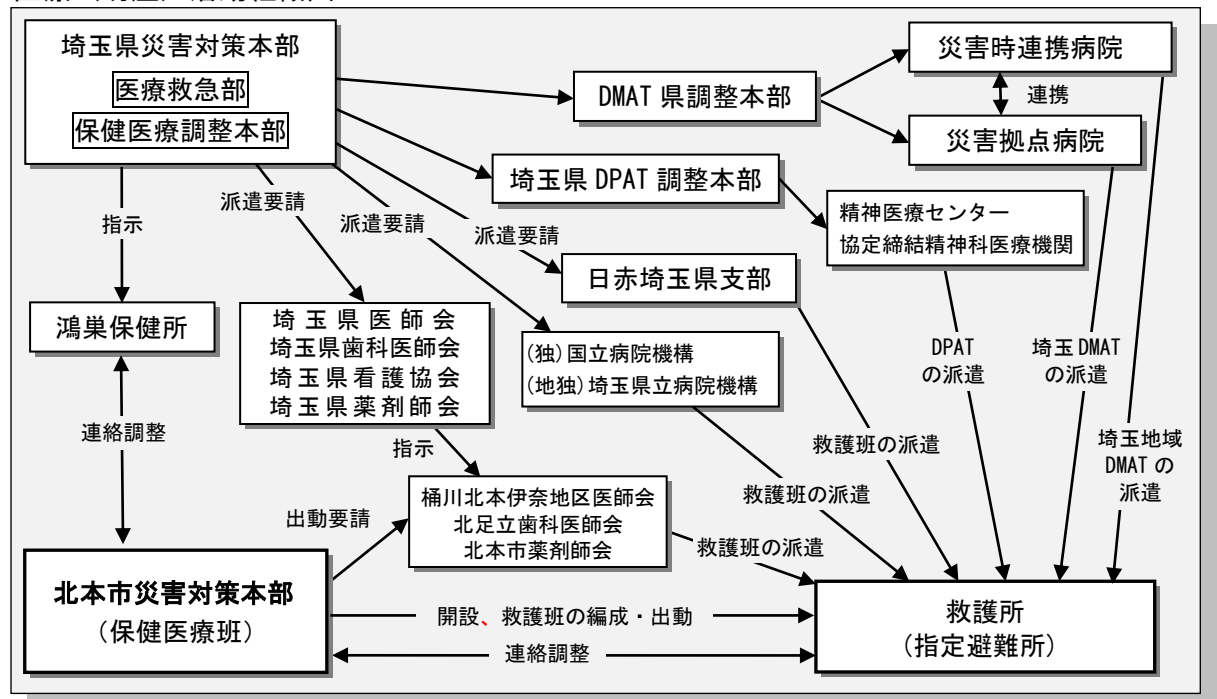
1 防災医療システムの調整・把握

大規模災害時における市災害対策本部、救護所、救急医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため医療情報の連絡体制の整備を図る。

(1) 医療情報ネットワークの構築

市は、災害時に医療情報を迅速に収集・伝達・共有するため、平時より鴻巣保健所、避難所施設（救護所）及び桶川北本伊奈地区医師会等の防災関係機関との間で情報ネットワークの構築に努める。

■医療（助産）活動組織図



参考）「埼玉県地域防災計画」（令和5年3月 埼玉県防災会議）

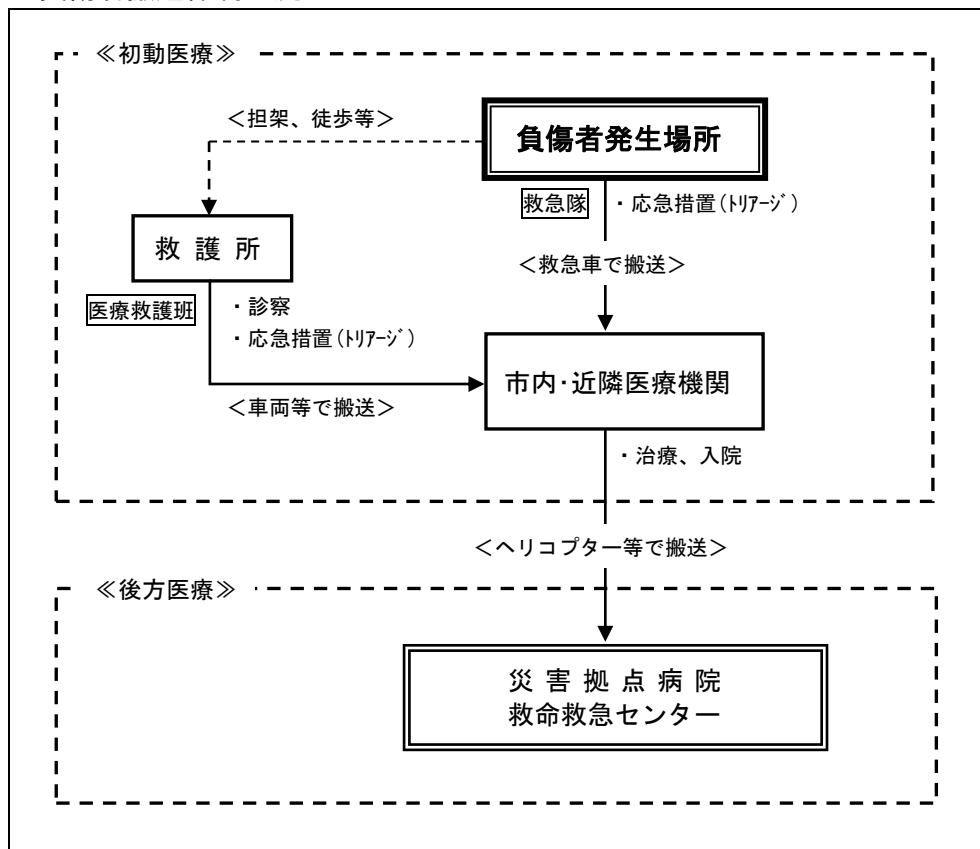
（2）通信体制

大規模災害時に、医療情報を救護所及び救急医療機関に対して迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

2 初動医療体制の整備

初動期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

■負傷者搬送体制の流れ



《参考》

◆「災害拠点病院」とは

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能、院内の水や電気等のライフラインの維持機能及び災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能等を持つ。

◆「救命救急センター」とは

急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など、二次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し高度な医療技術を提供する三次救急医療機関である。

☞【資料 7.1】『救急病院・救急診療所一覧（鴻巣保健所管内）』参照

☞【資料 7.2】『災害拠点病院（埼玉県）』参照

☞【資料 7.3】『救命救急センター（埼玉県）』参照

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

(1) 初動医療体制の整備

市は、桶川北本伊奈地区医師会、北足立歯科医師会、北本市薬剤師会、埼玉県中央広域消防本部及び市内の自主防災組織と協議し、事前に次の項目について計画を定めることとする。

ア 救護所の整備

公共施設等に救護所を設置する体制を整備する。また、災害発生状況にあわせて救護所を増設できる体制を検討する。

イ 医療救護班の編成、出動

市は、災害発生時に医療救護班を編成し、応急医療活動に当たることとなっている。災害発生時には、保健医療活動チームを必要に応じて要請できるように、平素から県と協議を行っておく。

(2) 広域的医療協力体制の整備

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、他の地方公共団体と応援協定を締結しており、引き続き県内外の他市町村と災害時医療協力体制の整備を図る。

☞【資料 2.1】『【国、県及び市町村関連】災害時応援協定一覧』参照

(3) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護班の活動を支援できるよう、消防本部が定期的に実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する。

3 後方医療体制の調整・把握

(1) 後方医療支援体制の確立

市は、避難所等に設置した救護所や市内の救急医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援について、県との連携体制を図る。

(2) 搬送体制の整備

救護所から市内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

(3) 緊急時ヘリコプター離発着場の設置

災害時には、道路が寸断される危険性や道路渋滞の危険性が懸念される。このような場合においても最大限の搬送活動が行えるよう、県、自衛隊等のヘリコプターによる搬送が適切に行える離発着場の整備を図る。

☞【資料 8.2】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

4 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋等での長期にわたる不自由な生活は、被災住民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障がいの発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

（１）巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅避難者等に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

（２）メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、県等関係機関と協力しメンタルケア対策の推進を図る。

（３）透析患者への対策

透析患者への医療を確保するため、医療機関等が整備した体制をもとに、透析患者の把握、専門医療機関の受け入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などを協力して行う。

（４）ぼうこう又は直腸機能障がい者への対策

県（福祉部障害者福祉推進課）は、大規模災害時に、ストーマ用装具を必要とするぼうこう・直腸障がい者が、避難所での生活にストーマ用装具を使用することができるようランニング備蓄を行っている。

市は、被災したぼうこう又は直腸障がい者に対して迅速なストーマ装具の提供ができるよう、県のランニング備蓄の活用について協力体制の整備を図る。

《参考》

◆「ランニング備蓄」とは

卸売業者が流通過程で保管している物資を活用する備蓄方法のこと。

（５）人工呼吸器使用者への対策

人工呼吸器使用者にとって、災害時の停電は命に直結し、避難行動も周到的な準備が必要である。そのため、市は、災害時に人工呼吸器使用者を支援する体制について整備を図る。

5 医薬品等の確保

市は、災害時に医薬品が不足することを考慮して、医薬品取扱業者等から速やかに調達できるよう、北本市薬剤師会との連携に努める。

北本市薬剤師会との連携だけでは対応できない場合を想定し、各医療機関に備蓄されている医薬品及び医療用資器材の使用についても協力体制の整備を図る。

なお、市では、避難所に指定している小・中学校等の防災倉庫に救急箱を備蓄しており、引き続き必要な医薬品等の備蓄を図る。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

第5 避難活動体制の整備

災害の発生に伴い、市民の安全を確保し、被災者を一時収容するため、あらかじめ安全な施設や避難のための道路を確保しておく必要がある。

そのため、市は、浸水被害や地震被害に対応可能な施設を、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定するとともに避難路についても調査・選定を行う。

本市の「避難活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 避難所等の指定	くらし安全課、関係各課
2 避難所の安全確保	くらし安全課、教育総務課、関係各課
3 指定福祉避難所の設置	くらし安全課、共生福祉課、障がい福祉課、高齢介護課、関係各課
4 避難誘導体制の整備	くらし安全課、関係各課
5 避難所の管理運営体制の整備	くらし安全課、市民課、共生福祉課、健康づくり課、教育総務課、学校教育課、関係各課
6 広域避難者の受入体制の整備	くらし安全課、共生福祉課、健康づくり課、教育総務課、関係各課
7 広域避難協力応援協定の確立	くらし安全課

1 避難所等の指定

市は、災対法に定める「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」の指定について、以下に定める。

(1) 指定避難所の指定（災対法第49条の7）

市は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための指定避難所を指定し、地域住民に周知徹底を図る。

市では、これまで市が指定している広域避難所14施設から、洪水浸水想定区域外に位置し、かつ耐震化されている12施設を指定避難所として指定した。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

■指定避難所の指定基準

- 原則として、自治会又は学区を単位として指定すること。
- 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校等）を指定すること。
- 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- 発災後、被災者の受け入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- 環境衛生上、問題のないこと。

☞【資料9.1】『指定避難所一覧』参照

(2) 指定緊急避難場所の指定（災対法第49条の4）

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに被災者の安全を確保するための施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、地域住民への周知徹底を図る。

■指定緊急避難場所として対象となる災害

災害種区分	本市への 該当の有無	備考
洪水	○	市の西側境界を流れる荒川が洪水予報指定河川に指定されており、洪水被害により避難者の発生が予想されている。 ☞【参考資料】「北本市洪水ハザードマップ」
崖崩れ、 土石流 及び地滑り	○ (崖崩れ)	市内には急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が各々2箇所指定されている。 ☞【参考資料】「北本市土砂災害ハザードマップ」
高潮	×	市は、高潮による影響を受けない。
地震	○	市は、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、最大で28,994人（1か月後）の避難者が発生すると予測されている。 ☞【参考資料】「北本市地震ハザードマップ」
津波	×	市は、津波による影響を受けない。
大規模な火事	○	市内には大規模地震等による火災で延焼の危険性が高い住宅密集地があり、住民が安全を確保できる避難施設を指定する。
内水はん濫	○	市内で内水はん濫が発生した場合に、住民が安全を確保できる避難施設を指定する。
火山現象	×	市は、火山噴火による避難事象は発生しない。

☞【資料9.2】『指定緊急避難場所一覧』参照

■指定緊急避難場所の指定基準

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の①、②の条件を満たすこと。 地震を対象とする避難場所については、次の①～④の全ての条件を満たすこと。 ① 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制又は開放されていること。 ② 他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること。 ③ 建物の場合は耐震基準を満たしており、安全な構造であること。 ④ 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がない土地・区域であること。
--

(3) 広域避難所及び地域避難所

市がこれまで避難所として指定している広域避難所には、防災備蓄倉庫が整備されており、災害時にいち早く駆けつけ避難所の管理・運営に当たる避難所担当職員もあらかじめ指名されている。

そのため、市は、広域避難所を災害の状況を見極めながら利用していくものとする。

また、自主防災組織などが地域の避難施設として位置付けていた地域避難所については、耐震性などの防災性を考慮して今後見直していくものとする。

☞【資料9.4】『地域避難所一覧』参照

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

(4) 避難路の確保

ア 避難路の指定

市は、避難所の指定に伴い、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。

また、指定緊急避難場所への避難路についても、下の基準に基づき避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

■避難路の選定基準

- 避難路は、幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道とする。
- 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- 避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得る。
- 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

イ 避難路沿いの安全確保

大規模地震時に、道路沿いの建物（主として老朽化した木造建物）が倒壊すると、道路を閉塞し、避難等に支障を生ずることになる。また、ブロック塀・石塀の倒壊によって多くの死傷者が発生し、その危険性が指摘されている。

このため、市は、「北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱」等を活用し、既存木造住宅の耐震化を促進するとともに、地区計画制度、「北本市建築行為に係る後退用地等の整備要綱」、緑地協定等により、狹隘道路の拡幅、生活道路沿いにあるブロック塀の生け垣化や行き止まり道路の解消を図るほか、街路樹の整備、沿道建物の耐震・不燃化等を推進し、避難路沿いの安全確保を推進するものとする。

☞【資料 1.8】『北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱』参照

(5) 避難所等の周知

市は、広報紙、防災マップ（各種ハザードマップ）等により、市民に対し避難所等の周知徹底を図るとともに、案内板、標識等を設置し、来訪者に対しても避難所等の周知に努める。

(6) 自主防災組織等による空き地等の把握

災害発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めるために集合する場所で、公園などの広場や緑地等を活用し、自主防災組織等が自主防災活動を通じて把握する。

■把握する空地の目安

- 高齢者や子どもを含む全ての人にとって避難が容易な場所であること。
- 自主防災活動に適した広さの場所であること。
- 地域住民によく知られた、地域に密着した場所であること。

2 避難所の安全確保

(1) 施設管理者との協議

用地・施設管理者と災害発生時の施設の運用について、円滑な開設及び運営ができる

よう、日常から協議し、相互の連絡体制の整備を図るものとする。

また、避難所開設時に必要な物資について、備蓄可能な施設やスペースの提供を協議し、避難所での物資確保ができる体制を整備する。

(2) 有線通信の確保

東日本電信電話株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における災害時用公衆電話回線を確保、増強していく体制を整備する。

(3) 郵便物の集配業務の確保

市は、郵便局と災害時の避難所における郵便物等の集配業務を円滑に行えるよう覚書を交わしている。市は、被災住民の避難先及び被災状況等の情報を提供することにより郵便局の集配業務を円滑に行えるよう情報提供などについて体制の整備を図る。

(4) 避難所の耐震性の向上

市では公共施設の耐震化を積極的に進めており、小・中学校の耐震化については、平成25年度に完了してる。

防災上重要度の高い施設（避難所等）については、今後も耐震性の確保に努める。

また、建築非構造部材の耐震化対策（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC 板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止、ブロック塀の安全対策等防災機能の強化）に努める。

3 指定福祉避難所の設置

市は、高齢者、障がい者などの要配慮者に対する二次的避難の利用を目的とした指定福祉避難所の設置促進を図る。

今後、指定福祉避難所を設置する場合には、耐震性や耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を活用するとともに、災害時の受け入れ体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

☞【資料 9.3】『指定福祉避難所一覧』参照

4 避難誘導体制の整備

(1) 避難誘導体制の確立

市は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、地域住民の避難誘導体制（相互の連携、役割分担など）についてあらかじめ定めておくものとする。

(2) 避難誘導方法の習熟

自主防災組織は、災害発生時に混乱を来さないように、市の指導を受けて、災害に応じた最寄りの避難所や避難路について災害発生時の避難誘導計画を作成し、関係職員を含め避難訓練等を通じて地域住民の避難誘導方法について習熟しておく。

(3) 避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備

市は、高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導及び避難介助体制の整備に努める（「個別避難計画」の作成）。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

5 避難所の管理運営体制の整備

(1) 運営マニュアルの作成

国は、避難所の運営等に当たって、その取組を進める上で参考となるよう、主に市町村を対象とした「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月、内閣府）を作成した（令和4年4月改定）。また、県においても「避難所の運営に関する指針」が作成されている。

市は、これら指針を参考に避難所運営マニュアルを用いて、関係各課、施設管理者及び自主防災組織に運営方法の習熟を図る。

マニュアル作成・見直し及び避難所運営に当たっては、次の事項に留意する。

■マニュアル作成・見直しに際しての留意事項

- 被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一歩を踏み出す場とする。
- 被災者自らが、お互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。
- 避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら共同生活を行う場とする。
- 避難所の運営は、女性参加による女性の視点に配慮したものとする。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者のニーズを踏まえて運営する。
- 避難所に避難者の生活の場とは別に、ペットのための飼養場所を確保する。
- 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

📖【参考資料】「避難所運営マニュアル」

(2) 避難所運営の知識の普及及び訓練

避難所開設の手順及び運営や機器等の操作について、市職員、学校職員、自主防災組織や地域住民が協力して円滑に実行できるよう、情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。

(3) 避難所機能の充実

市は、避難所における備蓄機能、情報通信機能、救護所機能、炊き出し機能（LPガス、大型鍋等）、空調設備、プライバシー保護に関する設備（間仕切りパネル、簡易更衣室等）の確保など生活環境の改善を検討するとともに、プール、受水槽により、生活用水の確保に努める。

また、停電時の夜間照明を確保するため、各避難所に懐中電灯やランタン等を整備するとともに、発電機については、備蓄制限の厳しいガソリンから、新たな燃料（ガス等）に転換することを検討する。

6 広域避難者の受入体制の整備

市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

そのため、市は、知事から避難者の受入れについて要請があった場合の受け入れ避難所として健康増進センター及び野外活動センターを定める。

また、県と市は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。

なお、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅についても、迅速な提供体制を検討・構築

する。

■臨時避難所に係る留意事項

- 臨時避難所の選定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ・他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。
 - ・耐震・耐火構造のもの。
- 臨時避難所として選定された施設の管理者は必要な時に迅速・円滑に避難所として開設できるよう維持管理に努めるものとする。

7 広域避難協力応援協定の確立

市は、緊急避難に備え、他県において避難者を受け入れてもらえるよう相互応援協定を結び、迅速な救急体制を図る。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

第6 緊急輸送道路の整備

大規模災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、本市は、大規模災害時に緊急輸送に用いる道路を指定し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

本市の「緊急輸送道路の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 緊急輸送道路の指定	建設課、建築開発課、くらし安全課
2 緊急輸送道路の緊急啓開・復旧体制の充実	建設課、関係各課
3 通行止め標識等の備え	建設課、くらし安全課

1 緊急輸送道路の指定

(1) 県指定の緊急輸送道路

県が指定している緊急輸送道路のうち本市域を通る緊急輸送道路を以下に示す。

■県指定の緊急輸送道路（本市関連）

[令和2年8月]

区分	基準	該当道路（区間）
第一次特定 緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	・国道17号 戸田市川岸（都境）～鴻巣市箕田 ・国道17号上尾道路 さいたま市西区宮前町（16号との交差） ～北本市石戸宿（圏央道との交差） ・首都圏中央連絡自動車道 入間市木蓮寺（都境）～幸手市木立（茨城県境）
第二次 緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	・国道17号上尾道路 北本市石戸宿（さいたま鴻巣線との交差点） ～桶川北本インターチェンジ ・（主要地方道）東松山桶川線 北本市石戸（下石戸上菖蒲線との交差点） ～北本市荒井（さいたま鴻巣線との交差点） ・（主要地方道）さいたま鴻巣線 北本市荒井（東松山桶川線との交差点） ～北本市荒井（メディアセンター） ・（主要地方道）さいたま鴻巣線 鴻巣市本町（東松山鴻巣線との交差点） ～北本市深井（鴻巣桶川さいたま線との交差点） ・（一般県道）鴻巣桶川さいたま線 上尾市栄（さいたま市境） ～北本市深井（さいたま鴻巣線との交差点） ・（一般県道）下石戸上菖蒲線 北本市本宿（17号との交差点） ～北本市石戸（東松山桶川線との交差点） ・（主要地方道）さいたま鴻巣線 北本市石戸宿（北里大学メディアセンター） ～北本市石戸宿（国道17号上尾道路との交差点）

参考）埼玉県HP「埼玉県の緊急輸送道路」

【資料 8.3】『指定緊急輸送道路図』 参照

(2) 市指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定している。市指定の緊急輸送道路及び緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

■市指定緊急輸送道路一覧

道路名	市指定区間
市道 101 号線	深井 4 丁目（市立北小学校）～ 深井 4 丁目（国道 17 号線深井（南）交差点）
市道 6 号線、市道 104 号線	宮内 4 丁目（市立宮内中学校）～ 宮内 4 丁目（国道 17 号線宮内交差点）
市道 1426 号線、市道 117 号線、市道 116 号線	古市場 1 丁目（北本総合公園）～ 宮内 6 丁目（国道 17 号線北本駅入口交差点）
市道 13 号線	宮内 6 丁目（国道 17 号線北本駅入口交差点） ～ 北本 1 丁目（県道鴻巣桶川さいたま線北本駅前交差点）
市道 118 号線	中丸 10 丁目（市立中丸東小学校）～ 山中 1 丁目（県道下石戸上菖蒲線の交差点）
市道 121 号線	本宿 5 丁目（国道 17 号線本宿五交差点）～ 中丸 10 丁目（市道 118 号線との交差点）
市道 2353 号線、市道 2355 号線、市道 128 号線	中丸 6 丁目（市立東小学校）～ 中丸 6 丁目（国道 17 号線中丸交差点）
市道 19 号線、市道 16 号線	緑 3 丁目（市立南小学校）～ 中央 2 丁目（北本駅西口交差点）
市道 12 号線	中央 2 丁目（北本駅西口交差点）～ 石戸 3 丁目（高尾氷川神社入口交差点）
市道 6363 号線、市道 6362 号線	本町 1 丁目（北本中学入口交差点）～ 本町 1 丁目（市役所北西側入口交差点）
市道 6411 号線、市道 6300 号線	本町 7 丁目（市立西小学校）～ 高尾 1 丁目（市道 12 号線との交差点）
市道 3140 号線	栄 1（市立栄小学校）～ 下石戸 1 丁目（県道下石戸上菖蒲線北本団地入口交差点）
市道 3006 号線	荒井 2 丁目（市立石戸小学校）～ 荒井 2 丁目（県道さいたま鴻巣線の交差点）
市道 3052 号線	石戸 9 丁目（市立西中学校）～ 荒井 3 丁目（県道さいたま鴻巣線の交差点）
市道 125 号線、市道 4161 号線、市道 25 号線	荒井 3 丁目（県道さいたま鴻巣線の交差点） ～ 石戸宿 1 丁目（県道さいたま鴻巣線石戸宿一交差点）
市道 3362 号線	下石戸 7 丁目（県道東松山桶川線との交差点） ～ 下石戸 7 丁目（G L P 北本）

☞【資料 8.3】『指定緊急輸送道路図』参照

■緊急輸送道路の指定要件

➤ 市内で幹線道路になっている道路 ➤ 県指定の緊急輸送道路及び下記に示す各施設を結ぶ道路		
・市庁舎	・市の出先機関	・市の関係機関
・避難所、避難場所	・備蓄倉庫	・臨時ヘリポート
・輸送の拠点となる施設（救援物資の集配拠点） など		

(3) 緊急輸送道路及び沿線の整備

ア 緊急輸送道路の耐震強化

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図る。

イ 沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進

市及び県は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化を促進し、地震による道路を塞ぐおそれのある建築物の発生を少なくするように努めるもの

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

とする。

(4) 市民への周知

本市は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時から市民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

2 緊急輸送道路の啓開・復旧体制の充実

(1) 応急復旧時の活動体制の整備

本市は、緊急輸送道路の啓開・復旧を迅速に行うため北本市総合建設業協会と協定を締結しており、今後、協力体制を推進するものとする。

なお、緊急輸送道路のなかで、市以外が管理する道路は別途道路管理者と協議する。

☞【資料 2.4】『【土木建築、輸送関連】災害時応援協定一覧』参照

☞【参考資料】『災害又は事故等における応急対策業務に関する協定書
(北本市総合建設業協会)』参照

(2) 道路交通情報の収集及び広報体制

本市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を整え、県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

(3) 応急復旧用資機材の整備

本市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

3 通行止め標識等の備え

災害時、市が管理する道路について、道路法第46条に基づく道路交通の禁止又は制限を行う場合がある。その際、標識等を設置し利用者に周知を図る必要があるため、あらかじめ通行止め等の標識を備えておくものとする。

第7 緊急輸送体制の整備

大規模災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、市は緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

本市の「緊急輸送体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 輸送車両の増強	くらし安全課、総務課
2 調達体制の整備	くらし安全課、関係各課
3 緊急通行車両の事前届出の推進	くらし安全課、関係各課
4 その他の輸送手段の確保	くらし安全課

1 輸送車両の増強

災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

2 調達体制の整備

くらし安全課は関係各課と連携し、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、大規模災害時に迅速に調達できるよう関係機関、民間業者等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

（1）車両計画の作成

市は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関（バス会社等）等民間の所有する車両が必要になる活動について検討し、車両計画を作成する。

（2）民間業者との協定締結

くらし安全課は、各課が作成した車両計画を取りまとめ、配車計画を作成するとともに、民間業者との間で車両調達協力協定の締結を進め、この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。また、それに伴う燃料についても、ガソリンスタンド等民間業者との間で協力協定の締結を進める。

☞【参考資料】『災害時における物資の輸送に関する協定書（埼玉県トラック協会）』参照

3 緊急通行車両の事前届出の推進

県公安委員会は、大規模災害が発生し緊急の必要がある場合、道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる（災対法第76条第1項）。

そのため、市は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の県公安委員会への事前届出を推進する。

☞【様式3】『緊急通行車両関連様式』参照

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

4 その他の輸送手段の確保

くらし安全課は、道路の被災により車両が使用できない場合、又は車両による輸送では間に合わない傷病人の輸送などのため、ヘリコプターによる輸送手段が確保できるよう努める。

市は、臨時ヘリポートをあらかじめ指定し、周辺住民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

なお、市は、本田航空（株）と、物資輸送に関する協定を締結している。大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平素から当該機関と十分に協議しておくとともに、市内の販売業者及び輸送業者等と協定の締結を推進する。

☞【資料 8.2】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

☞【参考資料】『災害時等における航空機の優先利用に関する協定書（本田航空株式会社）』参照

第8 帰宅困難者の安全確保体制の整備

本市では毎日約22,000人の市民が、他市区町村に通勤・通学（都内へは約5,000人）しており、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの市民が帰宅困難になることが予想される。

「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）によると、本市の帰宅困難者が最も多いと想定されている「関東平野北西縁断層帯地震」の場合、平日で3,129人、休日で2,915人の帰宅困難者が発生する。そのため、市及び県をはじめ事業者や市民は、それぞれの役割分担を踏まえ帰宅困難者対策を実施する体制を整備する必要がある。

市は、地域の安全確保や地域の事業者の調整など、地域に関する対策を担当し、県は、都県にまたがる事項や複数市町村にまたがる事項など、広域に及ぶ対策を担当し、企業等の民間事業者や市民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努めるものとする。

本市の「帰宅困難者の安全確保体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 帰宅困難者対策の普及啓発	くらし安全課、関係各課
2 帰宅困難者への支援整備	くらし安全課、関係各課
3 企業等における対策	産業観光課、くらし安全課
4 学校等における対策	教育総務課、学校教育課、保育課
5 帰宅支援施設の充実	くらし安全課、関係各課
6 訓練の実施	くらし安全課、関係各課

1 帰宅困難者対策の普及啓発

（1）一斉帰宅の抑制

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、基本原則「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

また、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

■徒歩帰宅の心得7カ条

- | | | |
|-------|---|----------------------|
| 【留まる】 | { | ① 連絡手段、事前に家族で話し合い |
| | | ② 携帯も、ラジオも必ず予備電池 |
| 【知る】 | { | ③ 日頃から、帰宅経路をシミュレーション |
| | | ④ 災害時の味方、帰宅支援ステーション |
| 【帰る】 | { | ⑤ 職場には、小さなリュックとスニーカー |
| | | ⑥ 帰宅前には、状況確認 |
| | | ⑦ 助け合い、励まし合って徒歩帰宅 |

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

(2) 企業等への要請

職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

- 施設の安全化
- 災害時のマニュアルの作成
- 飲料水、食料の確保
- 情報の入手手段の確保
- 従業員等との安否確認手段の確保
- 災害時の水、食料や情報の提供
- 仮泊場所等の確保

2 帰宅困難者への支援整備

(1) 一時滞在施設の確保

市は、災害の発生により鉄道等の公共交通機関が運行停止したため徒歩で帰宅する者のため、また、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保するとともに、飲料水、食料、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、県防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

市及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

一時滞在施設	第1候補	第2候補	第3候補
	文化センター	東部公民館	北本高校

(2) 鉄道事業者との連携

市は、市域を通る鉄道事業者と平時での協議を行い、鉄道を利用した帰宅困難者のスムーズな受入めに努める。

また、鉄道事業者からの帰宅困難者などの情報に基づき、受入れ公共施設の順位付けを行い、職員の配置等に努める。

☞【参考資料】『災害時における帰宅困難者対応に関する覚書（東日本旅客鉄道(株)）』参照

3 企業等における対策

大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して、帰宅困難者に対する基本原則である「むやみに移動を開始しない」の周知徹底、及び「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行うとともに、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

4 学校等における対策

学校及び保育所は、発災時に園児、児童・生徒の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による園児、児童・生徒の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間保育所又は学校内に留める対策を講ずる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校及び保育所と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。なお、学校及び保育所は、原則として公立の学校及び保育所を対象とする（以下も同様である。）。

5 帰宅支援施設の充実

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

《参考》

◆「災害時帰宅支援ステーション」について

大規模災害が発生した際には、電車・バス等の公共交通機関が停止し、多くの人々が職場や学校、外出先からすぐには帰れなくなることが予想される。

このような状況において徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者の帰宅を支援する施設（コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストランやガソリンスタンド等）を「災害時帰宅支援ステーション」という。

「災害時帰宅支援ステーション」は、企業が行政と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づき支援活動を行う拠点として設置される。

6 訓練の実施

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や主要駅等における誘導等の混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証をする。また、訓練を通して市民への啓発のほか、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第2節 緊急対応活動のための準備

第9 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震により多く建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下から生ずる二次被害を防止するために、早急に被災建築物応急危険度判定を実施することは大変重要である。

このため、本市は被災建築物応急危険度判定を迅速かつ円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定体制の整備を推進する。

☞【資料1.9】『北本市被災建築物応急危険度判定要綱』参照

本市の「被災建築物応急危険度判定体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市内民間判定士への連絡体制の整備	建築開発課
2 震前判定実施計画の作成	建築開発課
3 判定用資機材の備蓄	建築開発課

1 市内民間判定士への連絡体制の整備

建築開発課は、早急な被災建築物応急危険度判定を実施するため、市内在住の被災建築物応急危険度判定士（ボランティア）との連絡体制を整備するものとする。

また、あらかじめ建築関連団体との協定を結び、判定体制の充実を図る。

なお、本市が民間事業者・団体と締結している協定は以下のとおり。

協定名	協定締結先	締結年月日
北本市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	社団法人埼玉建築士会中央北支部	H25. 4. 2

2 震前判定実施計画の作成

災害時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ優先判定建築物、判定要否判断基準、判定作業計画、参集方法、判定実施方法、県への支援要請方法等についての震前判定実施計画を作成する。

3 判定用資機材の備蓄

被災建築物応急危険度判定実施のための資機材について、備蓄を行い防災倉庫に保管するものとする。

■備蓄品目

・判定ステッカー	・判定調査票	・ヘルメット	・コンベックス
・下げ振り	・クリップボード	・腕章	・クラックスケール他

第10 業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

そのため、市は、行政にとって災害時に必要な業務を継続するとともに業務基盤を早期に立ち上げるため、業務継続計画（BCP）を策定する。

本市の「業務継続体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 業務継続計画（BCP）の策定	くらし安全課、各課共通
2 業務継続に必要な文書等の保存	各課共通

1 業務継続計画（BCP）の策定

（1）BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Planの略で、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものであり、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などがある。業務継続の取組は、以下の特徴を持っている。

- 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

（2）庁舎の代替施設

市は、庁舎が被災した場合の代替施設の候補として文化センター等を定めている。

（3）災害時の優先業務の選定及び優先業務実施計画の作成等

各課は、災害時にも継続すべき、市民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす通常業務について優先度を踏まえ選定するとともに、災害時の優先業務実施計画を作成する。

くらし安全課は、各課が定めた計画を踏まえて、全体的な計画を策定し、改訂等の継続的な管理を行う。

2 業務継続に必要な文書等の保存

市は、非常時でも迅速に業務に必要な文書を活用できるよう文書の適正管理を行う。

また、業務継続のために重要な個人情報を含む電子情報のバックアップを確実に行うとともに、適切なデータ管理を行う。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

第3節 生活維持活動のための準備

市は、大規模災害時に被災住民の生活を維持するため、日頃から食料等の備蓄、廃棄物の収集・処理体制の整備、防疫・保健衛生体制の整備、住宅対策の体制整備等を推進する。

第1 広報活動体制の整備

本市の「広報活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災行政無線の使用の習熟	くらし安全課
2 広報マニュアルなどの作成	市長公室、くらし安全課
3 報道機関への広報体制の整備	市長公室
4 避難所における広報体制の整備	市長公室、くらし安全課、関係各課

1 防災行政無線の使用の習熟

発災時においては、防災行政無線を用いた広報活動が主流となる。

そのため、くらし安全課は、防災行政無線の迅速かつ正確な利用ができるよう平常時から個別訓練等により習熟しておく。

2 広報マニュアルなどの作成

災害時においては、様々な情報を防災行政無線等により広報する。そのため、防災行政無線等による広報を迅速に行えるよう住民への注意の呼びかけマニュアルを作成しておく。

また、災害時においては、広報紙による広報が情報の伝達手段として有効であり、特に、生活維持活動を行う上では欠かすことのできない広報媒体であるため、平常時から災害時広報紙の予定稿の作成に努める。

3 報道機関への広報体制の整備

大規模な災害が発生した場合、多数の報道機関が取材に殺到し庁舎内が混乱することが考えられる。一方、報道機関を通じて市内の災害の様子が報道されることは、外部からの救援を円滑にする効果がある。

そのため、報道機関からの取材を円滑化するためプレスセンターを開設し、報道発表及び取材対応の場として利用するなど、広報体制の整備に努める。

4 避難所における広報体制の整備

避難所における広報活動を迅速にできるように、平常時から、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙・ビラ等の配布などの広報手段の整備について検討しておく。

また、市のホームページや緊急速報メールを用いて、避難所住民等に市からの広報情報を提供することも検討する。

第2 給水体制の整備

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要なことであるが、震災時には広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想される。

そのため、市は、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制を整備する。

本市の「給水体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 行政備蓄の推進	環境課、桶川北本水道企業団
2 個人備蓄の徹底	くらし安全課
3 井戸の活用	くらし安全課

1 行政備蓄の推進

(1) 実施主体

原則として、桶川北本水道企業団が行い、県がそれを補完するものとする。

(2) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び地震によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

(3) 目標給水量

給水量は、地震発生から3日間は1人1日3リットルを目途とし、その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

飲料水の目標給水量を以下に示す。

■一日当たりの給水目標

発災からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から 3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小必要な水量
4日から10日	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から21日	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
22日から28日	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

出典)「埼玉県地域防災計画」(令和5年3月、埼玉県防災会議)

(4) 飲料水の確保

ア 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

市は、断水人口想定(「第1編 第5節 第1 2 想定結果」(p1-43)参照)に基づく必要数量等を把握の上、桶川北本水道企業団と連携して給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定しておく。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

■目標給水量

災害名	給水時期	給水量		
		断水人口	災害救助従事者	合計
東京湾北部地震	災害発生から3日	612人×3日×3ℓ/人・日 =5,508ℓ (5.5m ³)	100人×3日×3ℓ/人・日 =900ℓ (0.9m ³)	6.4m ³
関東平野北西縁断層帯地震	災害発生から3日	50,625人×3日×3ℓ/人・日 =455,625ℓ (455.6m ³)	384人×3日×3ℓ/人・日 =3,456ℓ (3.5m ³)	459.1m ³

注1) 断水人口は、発災1日後の断水人口（「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年4月））。

注2) 本市の一般職（再任用・技能労務を除く）の職員数は384人（令和5年4月1日現在）

■拠点給水所

施設名	所在地	災害時配給水量	最大貯水量
中丸浄水場	中丸6-83	2,590 m ³	5,180m ³
石戸浄水場	下石戸下634	2,119 m ³	4,238m ³

イ 応急給水資機材の備蓄

市及び桶川北本水道企業団は、調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行うとともに、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

☞【資料7.5】『応急給水用資機材一覧』参照

（5）災害時の飲料水確保に関する協定

市は、大規模な災害等により、応急資機材が不足した場合に水道関連事業者等から必要な資機材を調達できるよう協定を締結している。

また、市民への飲料水を確保するため関係事業者と緊急給水等に関する協定を締結している。

■飲料水確保に係る協定の締結

名称	協定締結先	締結年月
広域的な断減水による北本市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定	桶川北本水道企業団	H19.12
災害時における救援物資提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング(株)	H16.12
防災応援型自動販売機設置に関する協定	三国コカ・コーラボトリング(株)	H24.6

2 個人備蓄の徹底

大規模な災害が発生した場合、発生直後の給水が困難となることが予想されることから、各家庭において、災害に備えて最低3日分（推奨1週間）の飲料水を備蓄するほか、生活用水として浴槽等へのくみ置きや雨水を貯水するよう、広報紙、市ホームページ等を通じて啓発する。

3 井戸の活用

市民が所有する井戸で、地震災害時に開放できるものを、自主防災組織などの単位で利用できるように災害用井戸として指定し、地震災害時の住民の生活用水の確保を図る。

また、市内の事業所が所有する井戸について、地震災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

第3 食料・生活関連物資供給体制の整備

大規模災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達など供給体制の整備を行う。

なお、食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充していくものとする。

本市の「食料・生活関連物資供給体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 食料供給体制の整備	くらし安全課、共生福祉課、産業観光課
2 生活必需品供給体制の整備	くらし安全課、共生福祉課、産業観光課
3 防災用資機材の備蓄	くらし安全課、関係各課
4 石油類燃料の調達・確保及び安全対策	くらし安全課、総務課

1 食料供給体制の整備

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が予想される。そのため、平常時から、流通がある程度回復するまでの間の食料供給については、市の備蓄及び関係業者との調達協定の締結等の方法により円滑に供給できる体制を整備しておく。

(1) 食料の備蓄

ア 市の備蓄

(ア) 市の備蓄計画

市は、県地域防災計画を参考に、事前に避難者用として1.5日分、災害救助従事者用として3日以上分の食料備蓄を行う。

また、市民の備蓄は、最低3日間（推奨1週間）分を目標とし、周知徹底する。

市の震災に対する食料備蓄については、最も切迫性の高い「東京湾北部地震」に対する備蓄目標は達成しているが、切迫性はないが最も大きな影響を及ぼす「関東平野北西縁断層帯地震」に対しては段階的に備蓄目標の達成に努める（「第1編 第5節 第4 北本市における防災の方針」(p1-48) 参照）。

なお、水害に対する食料備蓄については、震災対策に対する備蓄食料を準用するものとする。

☞【資料 8.1】『防災備蓄品一覧』参照

■県地震被害想定から必要とされる食料の備蓄量

災害名	避難者	災害救助従事者	合計
東京湾北部地震	100 人×1.5 日×3 食 =450 食	100 人×3 日×3 食 =900 食	1,350 食
関東平野北西縁断層帯地震	25,000 人×1.5 日×3 食 =112,500 食	384 人×3 日×3 食 =3,456 食	115,956 食

注1) 本市の一般職（再任用・技能労務を除く）の職員数は384人（令和5年4月1日現在）

注2) 避難者数は、「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年4月、埼玉県）を参考に設定

「関東平野北西縁断層帯地震」の段階的備蓄とは、これまで発生したことのない大規模地震に対して、市が約11万6千食全てを備蓄することは困難なため、まず5年を目途に、発災時に避難所に収容した被災者に対し、1日分（3食）の食料の備蓄を当面の目標とするもので、その内容は、次に示すとおりである。

■「関東平野北西縁断層帯地震」に対する食料の段階的備蓄

5年(食料の消費期限を考慮)を目途に $14,493 \text{ (1日後避難所避難者数)} \times 1 \text{ 日} \times 3 \text{ 食} = 43,479 \text{ 食}$ (目標: 45,000 食) を段階的に備蓄する。

注) 市の食料備蓄については、45,000食を備蓄した段階で、その時点で最新の「関東平野北西縁断層帯地震」に対する調査研究成果などを参考に、必要に応じて見直すものとする。

(イ) 備蓄場所

備蓄食料は、拠点防災倉庫及び小・中学校等の広域避難所に設置する防災倉庫に備蓄している。拠点防災倉庫は、耐火建築物で耐火性・耐震性に優れたものとし、次のような立地条件と構造及び設備の条件を満足するものとする。

☞【資料 8.1】『防災備蓄品一覧』参照

■拠点防災倉庫

施設名	所在地
北本市拠点防災倉庫	北本市本町1-111

■拠点防災倉庫が満たす条件

条件	内容
立地条件	➤ 周辺に危険物を扱う施設がないこと。 ➤ 水害等の危険性のない土地であること。 ➤ 輸送用車両が迅速に運行できる道路に面していること。
構造及び設備の条件	➤ 備蓄品の搬出が迅速に行い得る構造とすること。 ➤ 上記、構造により難しい場合は、搬出が迅速に行い得る設備、機械等を設けること。 ➤ 停電時においても搬出に支障を来さないよう非常用電源装置を設けること。

(ウ) 備蓄の留意点

備蓄に際しては、次の事柄に留意する。

■備蓄の留意点

➤ 物資を1箇所に集中して備蓄することでその地域が大きな被害を受けると、その内容物が使用できない可能性もあるため、分散して備蓄を行う。 ➤ 高齢者・乳幼児などの要配慮者に配慮した食料の備蓄に努める。 ➤ 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アレルギー対応食の備蓄に努める。 ➤ 季節性や地域特性に着目した備蓄に努める。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

イ 県の備蓄計画

県の備蓄計画は、「東京湾北部地震」の被害想定に基づき、避難者用を1.5日以上、災害救助従事者用を3日以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用として1日以上備蓄する計画である。

(2) 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に、備蓄するには不適当なもの（主に保存できないもの）については、市内の生産者、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに輸送業者と協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

■食料確保に係る協定の締結

名称	協定締結先	締結年月
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村	H19.5
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合ヨブ みらい	H23.2.25
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	さいたま農業協同組合	H24.12
災害時における物資の供給に関する協定	(株)マミーマート	H31.3.1
災害時における物資の供給に関する協定	(株)平和アルミ製作所	R3.7.27

(3) 備蓄品目

備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。

■備蓄品目の例

- ・主食（アルファ米、レトルトがゆ、缶入パン）
- ・乳児食（粉ミルク、離乳食）
- ・その他（ペットボトル水、缶詰、レトルト食品、カップ麺）

(4) 備蓄品の管理

備蓄品には、数量、賞味期限等の表示を行い、一覧表の掲示等、中身が判断できるように措置するとともに、定期的な点検及び計画的な入れ替えを行い、品質管理に努める。

また、資機材についても定期的なメンテナンスを実施し、機能維持に努める。

(5) 炊き出し実施体制の整備

災害時における食料の炊き出しについては、炊き出し実施場所となる各小学校の給食室を活用し、栄養教諭及び給食調理員を中心に社会教育関係団体及びボランティアによる要員の確保を図る。

2 生活必需品供給体制の整備

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が予想される。そのため、県では生活必需品の備蓄についても、県と市町村でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上を備蓄することとしており、本市では、平常時から、流通がある程度回復するまでの間の生活必需品の供給について、市の備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により円滑に供給できる体制を整備しておく。

☞【資料 8.1】『防災備蓄品一覧』参照

（1）生活必需品の確保

生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

市では、主な生活必需品である毛布については、最も切迫性の高い「東京湾北部地震」に対する備蓄は達成している。

また、次に掲げる生活必需品について不足するときは、義援物資として広く援助を求める。

■備蓄品目の例

分類	品目例
寝具類	毛布、タオルケット、寝袋など
衣料品・履物類	ジャージ上下、Tシャツ、トレーナー、作業着、下着、サンダルなど
衛生用品	タオル、洗面用具（歯磨き用品、石鹸、ドライシャンプー）、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ（乳幼児用、大人用）など
炊事用具	やかん、鍋、包丁、食器類、卓上コンロ、カセットボンベなど
燃料類	灯油、車両用燃料など
防災用品	ブルーシート、懐中電灯、ラジオ、乾電池、バケツなど

（2）災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度の援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整えとともに、協定業者に要請する災害時必要物資に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

■民間との協力体制

- あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。
- 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、確認する。
- 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく。

（3）供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品の種類は、原則として定められているが個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

したがって、災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した紙おむつや生理用品など、また、避難所の感染症予防のため、

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

マスクや手指消毒液等について、平常時から供給品目及び数量について検討しておく。

(4) 救援物資の集積場所の指定

市は、災害時に市内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される救援物資の集積場所をあらかじめ指定し、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平素から集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分け・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。

なお、救援物資の集積場所の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。

■救援物資の集積場所

施設名	所在地	電話番号
北本市文化センターホール	北本市本町1-2-1	048-591-7321
北本市市役所庁舎広場	北本市本町1-111	048-591-1111
北本中学校体育館下駐車場	北本市本町1-1-1	—

3 防災用資機材の備蓄

災害時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために、必要な資機材について備蓄を図るものとする。

備蓄の数量については、「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）による人的被害、建物被害及び避難者数などを考慮して設定する（「第1編 第5節 第1 2 想定結果」（p1-43）参照）。

■備蓄品目

・浄水装置	・発電機	・炊飯器	・かまどセット
・非常用飲料水袋	・投光機	・懐中電灯	・防水シート
・簡易トイレ	・仮設トイレ	・移送用具（リヤカー、担架等）	
・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎりなど）			
・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋など）			

4 石油類燃料の調達・確保及び安全対策

市は、庁舎や広域避難所、物資集配拠点等の災害時に特に重要な施設について、災害時における人員及び物資等の輸送、公用車輛等に必要な石油類燃料等の調達、非常用電源（自家発電設備等）や非常用通信手段の整備ができるよう市内の供給業者との協定締結に努め、平常時から連絡調整を行い、災害時における石油類燃料等の調達の確保に努める。

また、消防本部と事前に協議し、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を策定しておく。

5 国によるプッシュ型の物的支援

市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

加えて、国によるプッシュ型支援に際し、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うよう努める。

第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備

本市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、死者数は最大で358人と予想されている。

本市の「遺体の処理、埋・火葬の体制整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 民間事業者との協定締結	市民課、くらし安全課
2 遺体安置所の選定	市民課、くらし安全課
3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成	市民課、環境課

1 民間事業者との協定締結

市民課は、棺、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

また、市民課は、くらし安全課と連携して業者との間で協定の締結に努める。

2 遺体安置所の選定

大規模災害時においては多くの身元不明の遺体が発生することが予想されるため、二次被害のおそれがない適当な場所（公共建築物等）に遺体の安置所を開設し、遺体を収容する。なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数選定しておく。

3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成

市民課は、環境課と連携して災害時における遺体処理を迅速に行うために、平常時から遺体処理方法を十分理解した上で、遺体の処理・埋葬マニュアルを作成し習熟を図る。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

第5 廃棄物の収集・処理体制の整備

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。

また、避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、本市は、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

環境省では災害廃棄物対策について、平成10年に策定された指針を改定するとともに、平成17年に策定された水害廃棄物対策指針を統合した「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を策定した。また、平成30年には「災害廃棄物対策指針」を改定しており、本市においても活用するものとする。

本市の「廃棄物の収集・処理体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 ごみ処理体制の整備	環境課、埼玉中部環境保全組合
2 し尿処理体制の整備	環境課、北本地区衛生組合

1 ごみ処理体制の整備

大規模災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制などのごみ処理体制の整備を図る。

（1）災害廃棄物発生量の推定

本市に最も切迫性の高いと考えられる「東京湾北部地震」及び本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市の災害廃棄物発生量の推定値は、それぞれ以下に示すとおりである。

■災害廃棄物の発生量

想定地震		東京湾北部地震	関東平野北西縁断層帯地震
推定項目			
発生量	重量（トン）	4,000	1,594,000
	容積（m ³ ）	3,000	1,035,000

参考）「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）

（2）仮置場候補地の設定

市は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能性を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

市は災害の場所や規模等に応じて、次の方針による仮置場を選定する。

《仮置場確保に向けた方針》

- 公用地を中心に仮置場候補地を選定する。
- 仮置場候補地の選定に当たり、他の計画（避難場所・仮設住宅建設予定地）等との調整を図る。
- 必要に応じて公有地だけではなく、未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない土地や、二次災害のおそれがない場所等の民有地の活用も検討する。

（３）災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための市民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、市民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

（４）生活ごみ及びし尿の適正処理の体制の確保

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

（５）広域連携による廃棄物処理

市は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、ＮＰＯ法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

２ し尿処理体制の整備

災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などによりし尿の適正処理が不可能となることが予想される。

そのため、市は、仮設トイレ等し尿処理に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

第6 防疫・保健衛生体制の整備

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、衛生指導、検病調査などの防疫活動を円滑に実施することが重要である。

本市の「防疫・保健衛生体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防疫・保健衛生体制の確立	健康づくり課、環境課
2 防疫薬品等の調達計画の確立	健康づくり課、環境課、くらし安全課
4 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発	環境課

1 防疫・保健衛生体制の確立

健康づくり課、環境課は、災害時における防疫・保健衛生体制の確立を図る。

2 防疫薬品等の調達計画の確立

健康づくり課、環境課は、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布用器械、噴霧器など防疫・保健衛生活動に必要な防疫薬品・資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

また、健康づくり課、環境課は、くらし安全課と連携して業者との間で協定の締結に努める。

3 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(1) 所有者明示に関する普及啓発

市、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、県、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

第7 住宅対策の体制整備

地震等による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、被害の状況に応じて迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、建設予定地、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した福祉仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備する。

本市の「住宅対策の体制整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 建設業者との協定締結	建築開発課、くらし安全課
2 応急仮設住宅建設予定地の選定	都市計画課、建築開発課
3 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備	建築開発課

1 建設業者との協定締結

建築開発課は、応急仮設住宅建設に必要な物資が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

また、建築開発課は、くらし安全課と連携して業者との間で協定の締結に努める。

2 応急仮設住宅建設予定地の選定

(1) 応急仮設住宅の建設戸数

仮設住宅の建設戸数は、全壊、半壊及び焼失により家屋を失った避難者数（1日後避難者）に基づいて推定する。

本市にとって最も切迫性の高いと考えられる「東京湾北部地震」による1日後避難者数は51人、また本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」による1日後避難者数は24,155人と予測されている。

■ 応急仮設住宅の建設戸数

区分	避難者数 (人)	平均 世帯人数 (人)	避難世帯数 (世帯)	仮設住宅	
				建設戸数 (戸)	用地面積 (㎡)
東京湾北部地震	51	2.1	24	24	1,440
関東平野北西縁断層帯地震	24,155		11,502	11,502	690,120

注1) 平均世帯人数は、住民基本台帳（令和4年10月1日現在）に基づく値である。

注2) 1戸当たりの用地面積を60㎡（建屋面積の2倍を想定）として算定した。

《参考》

◆ 「応急仮設住宅の面積」について

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」では、規格1戸当たりの面積を、29.7㎡（9坪）と定めている。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

(2) 応急仮設住宅用地の選定

都市計画課及び建築開発課は、以下の点を考慮して、応急仮設住宅建設予定地の候補地を公園等の公共用地（必要に応じて、私有地も含め）を対象に候補地の検討を行う。

なお、仮設住宅の候補地は、可能であれば下水道処理区域内から選定するのが望ましく、また、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を検討しておく必要がある。

■予定地の選定基準

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 住居地域と隔離していない場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所
- 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

■応急仮設住宅の建設予定地

No.	名称	所在地	備考
①	北本市野外活動センター	高尾 9-143	芝生広場 (2,000 m ²) 他
②	中丸公園	中丸 6-82	総面積 (6,973 m ²)
③	中丸スポーツ広場	中丸 9-25	総面積 (14,996 m ²)

3 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備

大規模災害時には、住宅の確保を目的として、必要に応じて公営住宅等のあっせんを行う必要がある。

そのため、建築開発課は、平常時から公営住宅等のあっせんと打診する住宅についてリストを作成しておき、災害時に迅速に対応できるよう努める。

第8 文教に係る事前対策

市は、大規模災害時において、幼児、児童・生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

本市の「文教に係る事前対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市の事前対策	保育課、教育総務課
2 学校等の事前対策	学校教育課、学校長、保育所長
3 文化財の事前対策	文化財保護課

1 市の事前対策

保育課及び教育総務課は、所管する保育所及び学校を指導及び支援し、災害時の保育及び教育活動を確保するための応急保育計画又は応急教育計画の策定をはじめとする応急対策活動に関する事前対策を推進する。

また、教材用品の調達及び配給の方法については、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

なお、私立学校（幼稚園）に対しては、公立学校に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

2 学校等の事前対策

保育所長及び学校長は、保育所及び学校の立地環境などを考慮のうえ、災害時における応急保育計画又は応急教育計画を作成するとともに、指導の方法などについても明確な計画を作成する。保育所長及び学校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講ずる。

- 市地域防災計画における保育所及び学校の位置付けを確認し、保育所及び学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討し、その周知を図る。
- 児童・生徒への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
- 教育委員会、警察署、消防署（消防団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行う。

3 文化財の事前対策

市は、文化財を災害から保護するため、その管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な指導、助言等を行う。

（1）文化財の現況

市内の国、県及び市の指定文化財は、資料編を参照のこと。

☞【資料 10.2】『指定文化財一覧』参照

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第3節 生活維持活動のための準備

(2) 文化財の収蔵・保管体制の整備

大規模地震時には、指定文化財及び文化財所有者の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想されるため、次の予防策により文化財の災害予防を図る。

- 収蔵・保管施設の耐震・免震化
- 収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化

(3) 防火体制等の整備強化

文化財に対する災害は、そのほとんどが火災が原因であるのが現状である。

文化財の防火対策を徹底するため、消防本部と連携・協力して次の事項について徹底を期するものとする。

区分	内容
防火体制の整備	➤ 防火管理体制の整備 ➤ 文化財に対する環境の整備 ➤ 火器使用の制限 ➤ 火気の厳重警戒と早期発見 ➤ 自衛消防と訓練の実施 ➤ 火災発生時における措置の徹底
防火設備の整備強化	➤ 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化 ➤ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ、防火水槽等の整備強化 ➤ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、防火扉、通路、火除地等の整備強化
災害発生時の緊急的保護体制づくり	➤ 文化財所蔵・保有者との連絡網の整備 ➤ 関係機関との連絡網の整備 ➤ 隣接する地方公共団体との支援体制づくり
その他の対策	➤ 文化財に対する防災思想の普及徹底のための啓発活動 ➤ 所有者に対する啓発 ➤ 管理・保護のための指導助言・訓練 ➤ 防災施設に対する助成

第4節 調査研究

第1 防災アセスメント等に関する調査研究

今後地震災害に関する調査研究が進み、また、国及び県による浸水想定区域の見直しが行われ、市における社会環境が大きく変化した時点で、防災アセスメント調査の再調査を検討する。

本市の「防災アセスメント等に関する調査研究」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災アセスメント調査の実施	くらし安全課
2 地区別防災カルテの作成	くらし安全課、関係各課
3 ハザードマップの作成	くらし安全課、関係各課

1 防災アセスメント調査の実施

（1）災害誘因の検討

災害誘因とは、災害を引き起こす引き金となる自然現象（地震、台風、竜巻等）のことをいう。

ここでは、発生した場合、地域に最も大きな影響を及ぼす地震及び荒川洪水を主な対象として検討作業を実施する。

（2）災害素因の検討

災害素因とは、災害を大きくする原因として、その地域がもともと有している防災上の弱点をいう。ここでは、地域に内在する災害に対する地域の脆弱性の原因を逐一把握する作業を実施する。

災害素因には、軟弱地盤、低湿地等の自然的な要因と、木造住宅の密集度や老朽化、危険物施設の集中地域等の社会的な要因が挙げられる。

（3）災害履歴の検討

過去に発生した災害を取り上げ、地域の災害に対する特性を具体的に把握する作業を実施する。

2 地区別防災カルテの作成

地区別防災カルテとは、防災アセスメント調査で明らかになった地域全体の総合的な災害危険度判定から自治会、学校区等の地域単位で十分活用できるような精度で危険地域や、防災関係施設等を表示した地区別防災地図と、地区の防災特性を診断したカルテ部分から構成されるものである。

記載する情報は、以下に例示するものを基本とする。

第2編 災害予防計画

<第1章 市の防災力の強化>

第4節 調査研究

■地区別防災カルテ（地区別防災地図）に表示する情報（例）

- 災害危険箇所、危険地域
- 地区内の学校、病院、社会福祉施設
- 地区内の避難施設、避難路
- 寝たきり、ひとり暮らし、障がい者等在宅の要配慮者（表示を了解した者について）

3 ハザードマップの作成

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

ハザードマップを利用することにより、災害発生時に市民等は迅速・的確に避難を行うことができるため、災害による被害の低減に当たり非常に有効である。

（1）地震ハザードマップの作成・公表

市は、「埼玉県地震被害想定調査（平成26年4月）」結果の公表、「北本市地域防災計画（平成29年3月）」の改訂内容を踏まえた地震ハザードマップの更新を行い、市内の全世帯並びに事業所等へ配布した。

市は、地震ハザードマップなどを活用し、防災への備えや建物の耐震化、円滑な避難を促すため市民へ周知していく。

☞【参考資料】「北本市地震ハザードマップ」

（2）洪水ハザードマップの作成・公表

市は、荒川が決壊した場合の浸水想定区域（外水はん濫）及び道路冠水箇所（内水はん濫）を明らかにするとともに、避難所等の避難に関する情報を明示した「北本市洪水ハザードマップ」を作成し、市内の全世帯並びに事業所等へ配布した。

市は、洪水ハザードマップなどを活用し、浸水の状況、防災への備えや円滑な避難を促すため市民へ周知していく。

☞【参考資料】「北本市洪水ハザードマップ」

（3）土砂災害ハザードマップの作成・公表

市は、荒井6丁目地区及び石戸宿6丁目地区の土砂災害危険箇所や土砂災害（特別）警戒区域の指定状況を図示し、市から発令される避難情報、地区ごとの避難所などについて明示した「北本市土砂災害ハザードマップ」を作成している。

市は、土砂災害ハザードマップなどを活用し、市内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況、大雨時の土砂災害の危険性及び早めの避難などについて市民へ周知していく。

☞【参考資料】「北本市土砂災害ハザードマップ」

第2 災害対策に関する調査研究

地震をはじめとする自然災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害や風水害などによる影響を科学的に解明し、その成果を有効に災害対策に反映していくことが必要である。

そのため、市は、国、県及び防災関係機関などによる災害予防に関する調査及び研究成果を収集、解析し、市の防災対策に反映する。

また、市民による災害に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努める。

第2章 被害防止対策の推進

第1節 災害に強いまちづくり

災害による市街地の被災を最小限に止めるため、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする市街地の防災構造化を推進するとともに、地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し施設構造物等の耐震性の向上に積極的に取り組む。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

なお、災害に強いまちづくりは、住民との協働で行うものである。このため、住民参加による取組が必要不可欠であり、現況調査や計画づくりなど早い段階で住民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。

本市の「災害に強いまちづくり」の基本的考え方は、次のとおりである。

- 市街地の実情に応じた総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れ、都市防災計画の策定を推進する。
- 防災面からみて市街地特性にあった市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- 震災等の広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等行政区を越えた地域連携型の対応を図る。
- 高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。
- 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、住民に親しまれ、災害時には、活動しやすい空間の整備を図る。

第1 計画的なまちづくりの推進

本市の「計画的なまちづくりの推進」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市街地の防災性の向上	都市計画課
2 オープンスペース等の確保	産業観光課、都市計画課、建設課
3 空き家対策	都市計画課
4 宅地造成地の防災対策	建築開発課

1 市街地の防災性の向上

既成市街地において木造家屋が無秩序に密集している地域、公共施設が不足している地域等地震災害に対し構造的なもろさを持つ地域については、土地区画整理事業・市街地再開発事業の推進、地区計画の推進、防火地域及び準防火地域の指定等を実施し、不燃化の促進を図る必要がある。

市では、災害に強いまちづくりを進めており、道路や公園等の防災空間の確保を推進している。

今後も、土地区画整理事業の実施の際には、地区計画の検討のほか、防火地域及び準防火地域の指定等についても検討を進め、安全なまちづくりを推進する。

なお、市内の準防火地域は地区計画の一部及び行政・文化の拠点となる市役所周辺について、約 26.5ha が指定されている。

■市街地の整備等

事業等	概 要
防火・準防火地域の指定	比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定める。 また、準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。
建築物の防火の推進	市は、建築基準法等に基づき建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行う。
土地区画整理事業	道路、公園等の公共施設整備や宅地の利用増進を図ることにより、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業を促進する。
市街地再開発事業	密集市街地や既存不適格建築物について、道路や広場などの公共施設の整備と中高層耐火建築物の建設を一体的に行い、都市の防災性を向上するため、市街地再開発事業を促進する。
都市防災総合推進事業	市街地の防災性の向上等を図るため、様々な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び市民の防災に対する意識向上を推進する。
密集市街地の改善及び拡大の防止	密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第1号に規定する密集市街地）の改善及び拡大を防止するため、密集市街地の再開発、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等の促進に努める。
地区計画等の活用	地区計画等により、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。
地籍調査の推進	災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第1節 災害に強いまちづくり

2 オープンスペース等の確保

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペース（防災空間）を確保する。

（1）都市公園等の整備

市は、震災時における市民の生命、財産を守るため、広域避難地、一時避難地等となる防災公園や、地域の中核的な災害対応の機能を有する防災活動拠点、県内外の自治体や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動、物資の集積・中継を行う広域防災拠点となる都市公園について、耐震性貯水槽、防災井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を推進する。

このため、緑地協定や「北本市緑化推進要綱」等により、公園の樹林、緑地の保全や公共用地・家庭の緑化を推進するとともに、防災活動拠点となる都市公園等については、耐震性貯水槽や夜間照明、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

（2）農地の保全

都市内の緑地及び市街化区域内農地（生産緑地）は、火災の延焼防止に大きな効果があり、災害時における被災者への野菜などの供給のほか井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、緑地等の保全を推進する。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域の回復力を高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講ずる。

今後とも、農業生産環境の整備を進め、生産性の向上や営農条件の改善、経営の安定化とともに、安心・安全な農産物の生産・供給や地産地消の推進を図っていくものとする。

（3）広幅員道路の整備

市は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

3 空き家対策

市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

4 宅地造成地の防災対策

（1）災害防止に関する指導等

市は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する中間検査等を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

■指導基準

項 目	概 要
災害危険度の高い区域	地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
人工崖面の安全措置	宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。
軟弱地盤の改良	宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。 湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、市民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進する。
盛土地盤の安定措置	盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

（2）大規模盛土造成地マップの作成・公表

市は、大規模盛土造成地マップに基づき、宅地の安全性の把握を行い、必要に応じ耐震化を実施するよう努めるものとする。

※大規模盛土造成地：面積 3,000 m²以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5 m 以上の腹付け盛土がなされた造成地

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第1節 災害に強いまちづくり

第2 都市施設の安全対策

本市の「都市施設の安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 公共建築物の耐震性の向上	建築開発課、関係各課
2 一般建築物の耐震性の向上	建築開発課、くらし安全課
3 道路、橋りょうの整備	建設課
4 窓ガラス等の落下・脱落防止対策	建築開発課
5 自動販売機の転倒防止対策	くらし安全課
6 上水道、下水道施設の耐震性の向上	環境課、建設課
7 電気、ガス、通信施設の耐震性の向上	関係事業者、くらし安全課

1 公共建築物の耐震性の向上

市の公共建築物は、地震発生時の避難所を担うなど、それらの多くが応急活動の拠点となる施設となっており、市では平成19年度以前から耐震化を進めてきた。

その結果、多数の者が利用する公共建築物については、全ての耐震化が完了して、耐震化率100%となっている。

(1) 定期的な点検・補修の実施

市の公共施設については、施設管理者が定期的に点検を実施し（ブロック塀、屋外看板等を含む）、必要な箇所については補修等を施す。

(2) 耐震性の向上

市の公共建築物で多数のものが利用する公共建築物以外の建築物については、今後も、耐震性の確保に努める。

(3) 危険要因の排除

各施設管理者は、ロッカー、キャビネット等の危険要因について定期的に点検を実施し、必要な箇所については、移動、補強、補修等を施す。

2 一般建築物の耐震性の向上

(1) 定期的な点検等の奨励

一般の住宅等建築物の所有者又は使用者に対して、広報紙やパンフレットの配布等により家屋、塀等の点検や補修を呼びかけ、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発するとともに、被害の未然防止を図る。

(2) 耐震性の向上

市は、「北本市住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内にある旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の基準）で建てられた建築物の耐震化を促進している。

ア 簡便な耐震診断と補強方法の周知

住家の耐震性を把握しておくことは、地震に備えるために極めて有益である。
 そこで、専門的な知識がなくても、手順と記入上の注意を読めば診断できる簡便な耐震診断と補強方法を広報紙やパンフレットの配布等により市民に周知する。

イ 耐震化対策に関する相談窓口の設置

市民、事業者が保有する建築物の耐震化対策を講じようとする場合、耐震診断、耐震化の手法等に関する情報が必要である。
 市では、耐震化対策に関する相談窓口を設け必要な情報の提供を行っている。

(3) 家庭内における危険要因の排除の奨励

地震発生時には、屋内のタンス、食器棚、電灯その他の物品の倒壊や落下により死傷者が発生する可能性がある。こうした被害を未然に防ぐため、広報紙やパンフレットの配布等を通じて市民に意識啓発を図る。

3 道路、橋りょうの整備

道路及びそれにかかる橋りょうは、生活を支える根幹的な施設であり、震災時には避難、救援、消防等に係る輸送活動に重要な役割を果たす。

このことから、道路の整備に当たっては、県等の関係機関と連携をとり、幅員の確保、電線類の地中化、多重アクセスが可能なネットワーク化等防災面にも十分配慮する。

市道に架かる橋りょうについては、定期的に点検を行い、支障箇所の修繕を実施し、長寿命化を図る。

4 窓ガラス等の落下・脱落防止対策

地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため以下の対策を講ずる。

■窓ガラス等の落下・脱落防止対策

事業等	概要
落下防止対策の実施	繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物の調査の周知をする。
落下防止に関する普及・啓発	建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発する。
改修等の指導	窓ガラス等の落下・脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
緊急輸送道路沿道等における落下対象物の実態把握	県と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性に関する実態の把握に努める。
緊急輸送道路沿道等における落下防止の指導等	落下対象物の地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、県と連携して所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第1節 災害に強いまちづくり

5 自動販売機の転倒防止対策

市は、それぞれが管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

6 上水道・下水道施設の耐震性の向上

(1) 上水道施設対策

大規模地震の発生では、水道管の破損や停電による送水不能による広範囲の断水が想定され、その場合の生活への影響は極めて大きい。

このため、桶川北本水道企業団では、災害時においても水道水の安定確保が図れるよう、水道施設総体の耐震化を計画的に進めていくとともに、関係機関との連携による円滑な復旧活動ができる体制を確立する。

(2) 下水道施設・トイレ対策

ア 下水道施設対策

建設課は、地震災害の発生に備えて、下水道施設の被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能にするため、次の対策を講ずる。

- 「下水道施設地震対策指針と解説（日本下水道協会）」に準じた適切な工法を採用し耐震性の向上に努める。
- 停電、断水等を考慮して設備の複数化の対策を図る。
- 既設管等の事前調査などにより、老朽管の取替え、接続部の改良補修及びクラックを生じた部分の改修を実施し、汚水排除の確保及び雨水はん濫防止に努めるとともに、下水道施設の安全化を推進する。
- 下水道台帳の複数保管、応急復旧機器の確保、資機材の備蓄を図る。

イ トイレ対策

トイレについては公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすものであり、仮設トイレ等の設置や既存浄化槽の利用等により、迅速に対応措置できるように資機材の備蓄を図る。

7 電気、ガス、通信施設の耐震性の向上

市は、関係事業者と日頃から情報交換を図り、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

(1) 電気供給対策

大規模地震の発生では、電柱の倒壊、電線の切断等による停電及び通電直後に漏電やショートによる火災が発生し、倒壊をまぬがれた家屋が焼失する二次災害が予想される。

このため、電気供給事業者に供給施設の耐震化及び安全設備の整備を図り、災害発生時の漏電など二次災害の発生を防止するよう指導し、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

(2) ガス供給施設対策

大地震の発生では、ガスの漏えいにより誘爆や被害の拡大の可能性がある、住民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、ガス供給事業者に供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備を図り、災害発生時のガス漏れなど二次災害の発生を防止するよう指導し、情報提供等緊急時の連絡体制を図る。

(3) 電気通信設備対策

東日本電信電話株式会社埼玉事業部は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平素から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。

また、災害が発生した場合においては、埼玉県内のグループ会社を統制して対策組織を設置し、要員、資機材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を行う。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第1節 災害に強いまちづくり

第3 防災拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

このため、応急対策のみならず、平常時の予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

防災拠点の整備は次の施策により推進する。

本市の「防災拠点の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災拠点のネットワーク化	くらし安全課、関係各課
2 防災拠点施設の整備	くらし安全課、関係各課

1 防災拠点のネットワーク化

防災拠点は、平常時には市役所、小・中学校、文化センターなどの公共施設として、災害が発生した場合には、直ちに職員の活動拠点及び災害情報の収集・伝達の場所、市民の避難所、負傷者の救護場所として利用される。

これらの防災拠点は、地域の社会的特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、市全体から見て適切な配置となるように、計画的に配置、整備する必要がある。

また、大規模災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

そのため、本市は、大規模災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、防災拠点のネットワーク化を推進する。

2 防災拠点施設の整備

大規模災害時の応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急対策に必要となる機能ができる限り集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。

本市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、防災中枢拠点と連携して救急救護及び消火活動を担う消防活動拠点、避難拠点や物資拠点等を以下に示す。

なお、防災拠点においては、施設・設備について、太陽光発電などの代替エネルギーの活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるとともに、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

特に、災害対策本部を設置する防災中枢拠点においては、防災通信機器及び情報処理機器等の情報通信機能や車両、非常用電源等、中枢機能を支える機器等の充実を図るほか、食料等及び給水、防災用資機材及び救援物資等の情報管理等、物資の調達・集配に係る機能の充実を図る。

■本市の防災拠点

拠点区分	防災上の役割	拠点となる施設
防災中枢拠点	➤ 災害対策本部を設置し、各部署及び防災関係機関などからの災害情報を集約し、活動方針を定め、応急活動を実施する。 ➤ 対外的な市の総合窓口として県及び防災関係機関、自衛隊等との連絡調整を行う。	・災害対策本部の設置場所：市役所 ・市役所が被災した場合の候補：第1候補は文化センター
消防活動拠点	➤ 火災の消火活動を行う。 ➤ 傷病者の救急・救護活動を行う。	・埼玉県央広域消防本部 ・北本消防署、北本東分署 ・各消防団待機施設等
自衛隊拠点	➤ 災害派遣された自衛隊が、各種災害対策活動を行う際の活動拠点	・北本総合公園 (宿营地、臨時ヘリポートとして、必要に応じ、消防・警察の活動拠点も兼ねる。)
避難拠点	➤ 避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 ➤ 避難所に身を寄せた被災者のため飲料水、食料及び生活必需品等の配給を行う。	・広域避難所：14か所 ・(指定避難所※)：12か所 ・指定緊急避難場所：26か所 ・指定福祉避難所：2か所
物資備蓄拠点	➤ 非常用物資等の備蓄倉庫	・拠点防災倉庫：1か所(市役所) ・防災倉庫：14か所
物資集配拠点	➤ 救援物資の集積場所 ➤ 避難拠点等への物資の供給	・救援物資の中継基地：3か所 (北本市文化センターホール) (北本市市役所庁舎広場) (北本中学校体育館下駐車場)
緊急輸送拠点	➤ ヘリコプターによる緊急輸送	・飛行場場外離着陸場 (北本中学校) (北本スポーツセンター)

注) ※「指定避難所」は、災対法第49条の7に定める指定避難所をいう。

詳細は、「本編 第1章 第2節 第5 1 避難所等の指定」(P2-22)を参照。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第2節 地震火災等の予防

第2節 地震火災等の予防

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

本市の「火災予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市民への防火意識の啓発	くらし安全課、消防本部
2 住宅用防災機器の設置	くらし安全課、消防本部
3 出火防止対策の推進	くらし安全課、消防本部

1 市民への防火意識の啓発

災害時における出火要因として最も多いものは、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。地震による出火を防止するために、火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の火災予防に関する知識を市民に周知しておく。また、各家庭等における出火防止措置の徹底を図るため、以下の内容について啓発し防火意識の高揚を図る。

(1) 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

- 市及び消防本部は、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止装置の付いたガス器具の普及に努める。
- 対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置の管理の徹底について周知する。
- 電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や、地震後はブレーカーを落としてから避難することなどの普及啓発を図る。
- 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

- 市は、学校や研究機関等で保有する化学薬品について、混合混触による出火の防止など適切な管理を行う。
- 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

2 住宅用防災機器の設置

住宅火災による被害を低減するため、全ての住宅に住宅用火災警報設備等の設置を促進し、その適正な管理の徹底を図る。

3 出火防止対策の推進

(1) 防火・防災管理者制度の効果的な運用

ア 消防本部は、学校、工場等収容人員 50 人（病院、劇場、百貨店等 30 人）以上の防火対象物には防火管理者を選任させ、消防法施行令に規定する大規模な防火対象物には防災管理者を選任させ、当該管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について指導する。

イ 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

(2) 予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な立入検査を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう指導する。

(3) 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

(4) 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及浸透させるため、市は、消防本部、消防団と連携・協力して、年 2 回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第3節 危険物施設等の災害予防

第3節 危険物施設等の災害予防

施設管理者及び防災関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設の火災、爆発、漏えい等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進する。

また、先端技術産業等で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変容及び危険物施設等の大規模化、多様化あるいは複雑化に備え、安全対策に努める。

本市の「危険物施設等の災害予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 危険物施設の災害予防	くらし安全課、消防本部、施設管理者
3 高圧ガス施設の災害予防	くらし安全課、消防本部、施設管理者

1 危険物施設の災害予防

(1) 施設の現況

市内に所在する危険物施設は、資料編に掲げるとおりである。

☞【資料4.3】『危険物施設一覧』参照

(2) 災害予防対策

消防本部は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、危険物施設の管理者等に対し、必要な指導、助言等を行う。

ア 危険物貯蔵所等の整備改善

危険物貯蔵所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ 危険物取扱者制度の効果的な運用

危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

法定講習会等の保安教育の受講を徹底させる。

ウ 施設、取扱いの安全管理

施設の管理に万全を期するため、危険物取扱者等の選任を指導する。

危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成、遵守を指導する。

2 高圧ガス施設の災害予防

(1) 施設の現況

市内に所在する高圧ガス製造所、販売所は、資料編に掲げるとおりである。

☞【資料4.4】『ガス施設一覧』参照

(2) 災害予防対策

県は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの取扱い等について、保全検査、必要な指導等を行う。

ア 高圧ガス保安法の遵守指導

高圧ガスの販売・貯蔵、移動及び消費等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

イ 警察との連携

警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導に当たる。

ウ 高圧ガス関係団体との連携

埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。

エ 高圧ガス施設責任者への安全指導の強化

高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第5節 土砂災害の予防

第4節 浸水災害の予防

浸水災害の予防のため治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

本市の「浸水災害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 河川整備の推進	建設課
2 雨水排水事業の推進	建設課
3 土地利用の適正化	都市計画課
4 地盤沈下対策	環境課
5 河川施設等の点検	くらし安全課
6 水防体制の強化	建設課、くらし安全課
7 水防用資機材の整備	建設課、くらし安全課
8 水防法に基づく浸水想定区域の指定等	くらし安全課

1 河川整備の推進

市は、河川管理者と連携し、河川の実態等を調査し、必要に応じて河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸等の河川整備を推進する。

そのため、県に対して赤堀川、江川の早期改修、国に対して荒川の改修を要請していく。

なお、改修に当たっては、都市の中の憩いとやすらぎの水辺空間として位置付け、緑化護岸、親水護岸など河川の環境整備を図るよう要請していく。

2 雨水排水事業の推進

市街化に伴う農地から宅地への転用、道路の舗装化等に伴う地下への浸透水の減少により、大雨時の地表水が増加するため、雨水幹線の整備を推進するとともに、宅地内での雨水浸透方式の普及を図る。

3 土地利用の適正化

市は、河川のはん濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

4 地盤沈下対策

広域的な地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を抑制させる諸対策の実施に努める。

(1) 地下水の採取規制

本市は、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」の地域指定により、地下水の採取が規制されている。

今後とも制度の適正な運用により、地下水利用の適正化を推進する。

（２）代替水の供給

地盤沈下を防止するためには、地下水から河川表流水への水源転換を図ることが重要である。このため、県は、工業用水法指定地域に表流水による工業用水を供給しているほか、桶川北本水道企業団へも表流水による水道用水を供給し、地下水の揚水量の削減に努めている。

5 河川施設等の点検

市は、河川管理者と連携し、重要水防区域をはじめ、市内の河川施設等の定期的な点検を実施する。

☞【資料 4.1】『重要水防区域』参照

☞【資料 6.3】『堰、水・こう門一覧』参照

6 水防体制の強化

市は、水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、マニュアル等を整備し、体制の強化に努める。また、国、県及び関係機関と連携し、気象、水位等の水防に必要な情報の連絡体制の強化に努める。

なお、荒川上流河川事務所では、平成 28 年 5 月「荒川上流(埼玉県域)大規模はん濫に関する減災対策協議会」を設立し、各自治体等と減災のための目標を共有し、荒川上流(埼玉県域)における具体的な取組を図っていく計画であり、本市も積極的に連携に努める。

7 水防用資機材の整備

市は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持・管理に努める。

8 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

（１）洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第 14 条に基づき、河川整備の基本となる降雨によりはん濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（洪水浸水想定区域図）が作成され、関係市町村長へ通知される。現在、本市について指定・公表されている洪水浸水想定区域図は、「第1編 第5節 第2 2 浸水想定区域」(p1-45)に示すとおりである。

本市は、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した「北本市洪水ハザードマップ」（平成 28 年度改定）を作成し、その内容を印刷物の配布等により、市民に周知してきた。

（２）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成 25 年の水防法改正に伴い、浸水想定区域内にあり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設として地域防災計画に名称及び所在地を記載された要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）、大規模工場等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等を行うこととなり、市からは当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に洪水予報等が直接伝達されることとなった。

☞【資料 9.5】『浸水想定区域内の要配慮者施設』参照

☞【資料 9.6】『浸水想定区域内の大規模工場』参照

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第5節 土砂災害の予防

第5節 土砂災害の予防

急傾斜地崩壊などの、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、土砂災害警戒区域等の指定を行い、警戒避難体制を確立するなど災害を予防するための対策について定める。

本市の「土砂災害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 土砂災害警戒区域等の指定	くらし安全課
2 土砂災害警戒区域等における対策	くらし安全課、関係各課
3 がけ崩れの予防対策	くらし安全課、関係各課

1 土砂災害警戒区域等の指定

県は、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにしている。

なお、本市には、「土砂災害防止法」に基づき、知事から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されている箇所が2か所ある。

☞【資料4.2】『土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧』参照

2 土砂災害警戒区域等における対策

（1）警戒避難体制の整備

市には、土砂災害防止法による土砂災害（特別）警戒区域が2か所指定されているため、次の事項に留意し、指定区域ごとに警戒避難体制の整備を図る。

■警戒避難体制の整備に際しての配慮事項

- 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発及び住民からの情報提供体制の整備についても努める。
- 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
- 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。
- 危険区域にある市道等を事前に把握し、避難情報等を発令する際には通行止め等必要な措置をとれるような体制をとる。

（2）避難指示等の伝達マニュアルの作成

市は、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした避難指示等の伝達マニュアルの作成に努める。

（３）土砂災害警戒情報の活用

市は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、熊谷地方気象台と埼玉県土整備部河川砂防課が共同で作成・発表する土砂災害警戒情報及び土砂災害に関するメッシュ情報を避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう、活用・周知に努める。

☞【参考資料】埼玉県HP「埼玉県土砂災害警戒情報システム」

☞【参考資料】気象庁HP「キキクル（危険度分布）」

（４）土砂災害ハザードマップの作成

本市では、土砂災害等の危険箇所について、ハザードマップを作成、配布しており、市ホームページにおいても周知している。特に、土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して住民に周知している。

☞【参考資料】『北本市土砂災害ハザードマップ』

（５）危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

市は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握・観察する。また、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関や地域と連携し、危険箇所のパトロール等を行う。

（６）土砂災害の危険区域の周知

市は、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、土砂災害ハザードマップを用いた説明会の開催、さらには現場への標識の設置等の方法により、地区住民に対し、土砂災害危険区域の位置等を周知するように努める。

（７）要配慮者への配慮

市は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する避難情報等の伝達方法を定める。

3 がけ崩れの予防対策

（１）急傾斜地崩壊危険区域の指定

知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地をいう。）について、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのある箇所に対し、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

なお、令和5年3月31日現在、市内に当該区域の指定はないが、必要に応じ、県と連携を図り区域指定の検討・調整を図る。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第5節 土砂災害の予防

■指定基準

- 傾斜度が30度以上の急傾斜地の高さが5m以上
- 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの

(2) 急傾斜地崩壊危険区域内に関する管理等

急傾斜地崩壊危険区域内においては、急傾斜地法に基づき、一定の行為を制限するなど、災害を防止するために必要な措置が実施されるよう調整を図る。

■行為制限

- 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- のり切り、切土、掘さく又は盛土
- 立木竹の伐採
- 木竹の滑下又は地引による搬出
- 土石の採取又は集積 等

第6節 雪害の予防

本県では、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となり、市内でも、ビニールハウスやカーポートなどに被害が発生するなど、これまでにない規模の雪害が発生した。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発すると考えられる。

市の「雪害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市民が行う雪害対策	くらし安全課、関係各課
2 情報通信体制の充実強化	くらし安全課
3 建築物の雪害予防	施設管理者
4 道路交通対策	建設課
5 農業に係る雪害予防	産業観光課

1 市民が行う雪害対策

（1）自助の取組

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講ずるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

また、市は、市民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

（2）市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。

市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

2 情報通信体制の充実強化

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、市民の適切な対処を促す。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第6節 雪害の予防

■気象情報等の収集・伝達体制の整備

- 市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。
- 熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、県や市町村に伝達する体制整備に努める。

3 建築物の雪害予防

市は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

(1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

(2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

4 道路交通対策

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の整備等、雪害に対する安全性の確保に努める。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うことが可能になった（「災害対策基本法の一部を改正する法律（平成26年法律第114号）」）。

5 農業に係る雪害予防

市は県と連携し、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

■農産物等への被害軽減対策

- 積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第7節 竜巻等の突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風について、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講ずる。

本市の「竜巻等の突風対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及	くらし安全課、学校教育課
2 竜巻注意情報等気象情報の普及	くらし安全課
3 被害予防対策	くらし安全課、関係各課
4 竜巻等突風対処体制の確立	くらし安全課、関係各課
5 情報収集・伝達体制の整備	くらし安全課
6 適切な対処方法の普及	くらし安全課

1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及

竜巻等の突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

市は、竜巻等の突風発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県などが作成した資料を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

また、各小・中学校では、児童・生徒に竜巻等の突風発生メカニズムを理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てるとともに竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

《参考》

◆「突風の種類」

気象庁の「竜巻等の突風データベース」では、突風を以下の種類に分類している。

- 竜巻
- ダウンバースト（マイクロバーストも含む）
- ガストフロント
- じん旋風（つむじ風も含む）
- その他（現象が特定できない突風）

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

熊谷地方気象台は、県及び市町村と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、県民への普及啓発を行う。

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第7節 竜巻等の突風対策

《参考》

◆「竜巻発生確度ナウキャスト」について

竜巻等の突風は、規模が小さく、レーダー等の観測機器で直接捉えることができない。そこで気象ドップラーレーダー等から「竜巻が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、これを発生確度で表す。竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新する。

☞【参考資料】気象庁HP「竜巻発生確度ナウキャスト」

3 被害予防対策

竜巻等の突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民に対して被害の予防対策の普及を図る。

市などが実施する予防対策の内容を以下に示す。

■竜巻等の被害に対する予防対策

- 竜巻等の突風被害の予防対策の普及（市）
- ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止（市民等）
- 屋内における退避場所の確保（市民等）
- 低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。（市民等）
- ガラス飛散防止対策（学校等）

4 竜巻等突風対処体制の確立

竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

そのため、市は、竜巻等の突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻等の突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

（1）住民への伝達体制

防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達体制を整備する。

（2）目撃情報の活用

県及び防災関係機関から、竜巻等の突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等の突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処方法の普及

竜巻等の突風への具体的な対処方法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

具体的な対処方法は、以下のとおりとする。

■竜巻等の突風から命を守るための対処法

- 頑丈な建物へ避難する。
- 窓ガラスから離れる。
- 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む。
- 避難時は飛来物に注意する。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第10節 複合災害予防対策

第8節 農業災害予防対策

暴風雨、豪雨、降ひょう、干ばつ、低温等による農産物被害を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、必要な対策を実施する。

本市の「農業災害予防対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 営農技術の指導	産業観光課
2 農協等との伝達体制等の確立	産業観光課
3 関係農家への事前周知	産業観光課

1 営農技術の指導

さいたま農業協同組合は、市及びさいたま農林振興センター等と連携して、凍霜害、寒干害等の防除技術に関して、平素から関係農家を指導する。

2 農協等との伝達体制等の確立

(1) 情報伝達体制の確立

市は、県から霜注意報等の各種気象注意報・警報の連絡があった場合に、適切にさいたま農業協同組合及び関係農家に周知できるよう、伝達体制の確立を図る。

(2) 被害実態把握体制の確立

市は、農作物等に被害が発生した場合に、迅速に被害の実態を把握し、また必要な対策が実施できるよう、さいたま農業協同組合と実態把握体制の確立を図る。

3 関係農家への事前周知

気象庁の発表する予報は、テレビ、ラジオのほか、テレホンサービス（177番）によっても把握できるため、市及びさいたま農業協同組合は、被害発生のおそれがある気象状況の場合にはテレホンサービス（177番）を活用することを関係農家に対して周知を図る。

第9節 道路災害予防対策

地震や水害その他の理由により道路の亀裂、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

本市の「道路災害予防対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 道路の安全確保	建設課
2 情報の収集・連絡	建設課、くらし安全課
3 災害応急体制の整備	建設課、くらし安全課
4 緊急輸送活動体制の整備	建設課
5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え	市長公室、関係各課

1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集、連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

ア 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

なお、市内には、県から災害の発生するおそれのある道路区間として「特殊通行規制区間」と設定されている区間があるため、関係機関と協力して交通関係者並びに地域住民や道路利用者に周知を図るものとする。

■特殊通行規制区間及び道路通行規制基準（北本県土整備事務所管内（北本市関連））

道路種別	路線名	規制区間		交通量 台／日	規制条件 (通行止)	危険 内容	迂回路	指定 年度
		自 郡市 字 至 郡市 字	延長 (km)					
主要地方道	東松山桶川線	桶川市川田谷 (榎戸橋)	0.2	13,025	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(一)下石戸上菖蒲線 (主)さいたま鴻巣線	H14
一般県道	蓮田鴻巣線	北本市北中丸 北本市古市場	0.3	9,826	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(国)17号 (主)行田蓮田線 (一)鴻巣桶川さいたま線	H15
一般県道	下石戸上菖蒲線	北本市朝日 (新鯉沼橋)	0.1	12,490	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(主)行田蓮田線 (主)川越栗橋線 (一)蓮田鴻巣線	H14

出典)「埼玉県地域防災計画 資料編」(令和5年3月、埼玉県)

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第9節 道路災害予防対策

イ 予防対策の実施

道路管理者は、次の各予防対策に努めるものとする。

- (ア) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- (イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (ウ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (エ) 他の道路管理者と連携し、又は働きかけ、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

ウ 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

2 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平素から他の道路管理者や警察、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報通信システムについては、「本編 第1章 第2節 第1 災害情報の収集・伝達体制の整備」(p2-10)に準ずる。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制の整備

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

(2) 防災関係機関との連携体制

市は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、平素から関係機関との連携を強化しておく。

4 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、市は他の道路管理者と連携して、「本編 第1章 第2節 第6 緊急輸送道路の整備」(p2-28)に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、市は、発災時における道路管理体制の整備に努める。

5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成しておく。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第10節 複合災害予防対策

第10節 複合災害予防対策

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

方策	担当部署
1 複合災害に関する防災知識の普及	くらし安全課、関係各課
2 複合災害発生時の被害想定の実施	くらし安全課、関係各課
3 防災施設の整備等	くらし安全課、関係各課
4 非常時情報通信の整備	くらし安全課、政策推進課
5 避難対策	くらし安全課、関係各課
6 災害医療体制の整備	くらし安全課、健康づくり課
7 災害時の要配慮者対策	くらし安全課、関係各課
8 緊急輸送体制の整備	くらし安全課、関係各課

1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、市民等に対して周知する。

(1) 複合する可能性のある災害の種類

- 地震災害
- 風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- 大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

(2) 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。（なお、いずれのパターンにしても、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。）

パターン	概要	パターンごとの具体的なシナリオ例	
パターン 1	先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。	先発災害	巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下
		後発災害	巨大台風が直撃
		影 響	河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊など）
パターン 2	先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。	先発災害	巨大地震の発生
		後発災害	復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃
		影 響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ
パターン 3	県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。	地 震A'	県内A地区で巨大地震発生
		地 震B'	県内B地区で巨大地震がさらに発生
		影 響	県内対応資源が不足し、対応が困難になる

2 複合災害発生時の被害想定の実施

市は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、市、防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

4 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

5 避難対策

本編第1章－第2節－第5 避難活動体制の整備（P2-22）を準用する。

なお、市は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

6 災害医療体制の整備

本編第1章－第2節－第4 医療救護体制の整備（P2-18）を準用する。

なお、市は、複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

7 災害時の要配慮者対策

本編第3章－第3節 災害時における要配慮者の安全確保（P2-97）を準用する。

なお、市は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する指定福祉避難所を選定する。

第2編 災害予防計画

<第2章 被害防止対策の推進>

第10節 複合災害予防対策

8 緊急輸送体制の整備

本編第1章－第2節－第7 緊急輸送体制の整備（P2-31）を準用する。

なお、市、防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

第3章 市民の自主防災力の向上

第1節 防災教育

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、市、県、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、実地的な各種訓練を計画的に実施する。

本市の「防災教育」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 市民向けの普及・啓発	くらし安全課、関係各課
2 学校における防災教育	学校教育課
3 保育所における防災教育	保育課
4 事業所等における防災教育	消防本部
5 防災上重要な施設における防災教育	消防本部、共生福祉課、健康づくり課、関係各課

1 市民向けの普及・啓発

市は、各種事業を通じて、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会（防災ビデオ等の使用も含む）を開催することで防災知識や防災意識の維持向上を図る。

特に、要配慮者に対する支援や、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に配慮した防災教育に努める。また、さまざまな機会を活用し、防災に関する意識の啓発に努める。

（１）普及啓発の内容

- ア 災害の種別、特性、一般的知識
- イ 土砂災害警戒情報等の防災情報の内容と活用方法
- ウ 防災計画の概要
- エ 被害報告及び避難方法
- オ 過去の災害の状況
- カ 災害復旧時の生活確保に関する知識
- キ ハザードマップの活用
- ク 3日（推奨1週間）分の水、食料等の備蓄（ローリングストック法の活用）
- ケ ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけ、健康管理、避難用品、備蓄品の確保等）
- コ 地震・水害保険及び共済等の生活再建に向けた事前の備え
- サ マイ・タイムライン（個人の避難行動計画）の作成
- シ 避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことの無い危険や脅威を過小評価する傾向）や避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第1節 防災教育

危険性の認識等の正しい理解

(2) 防災知識の普及方法

- ア 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットその他各種
- イ 広報紙、パンフレット（チラシ、ポスター等）
- ウ 道路や建物等のサインの掲示
- エ 市庁舎や公民館等における防災を喚起するコーナーの設置・利用等
- オ 講習会、講演会等の開催
- カ 防災訓練の実施

2 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の学年に即した指導を行う。

そのため、市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、小・中学校においても、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルを策定する。

(1) 学校行事としての防災教育

児童・生徒等の防災意識を高めるため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練や防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

また、ポスター・作文募集、映画・ビデオ等視聴覚教材を用いての啓発等、防災教育を計画的に実施する。

さらに、学校における消防団・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 各教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震発生時の仕組みや火災、台風による被害等について学習する。

また、防災対策、災害発生時の危険と正しい行動について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等について防災対応マニュアルを作成するとともに研修を行い、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

3 保育所における防災教育

市は、保育士を通じて園児に対し、防災の基礎的知識、災害発生時の指導を行うとともに

に、園児が学んだ防災に関する知識を、地域社会において防災対策に生かせるよう努める。
また、保育士に対しては、災害発生時の園児の安全確保、動員及び災害対策本部、保護者との連携等、災害応急対策について研修を行う。

4 事業所等における防災教育

防火管理者、危険物取扱者等に対する講習を実施するほか、防災計画の作成を義務づけ、防災行動力の向上を図る。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

なお、事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育の実施に努める。

5 防災上重要な施設における防災教育

(1) 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、一たび災害が発生すると多くの犠牲者が発生する危険性があるため、施設管理者は平常時から要配慮者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。

また、夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておくとともに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。

(2) その他不特定多数が集まる施設

不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達その他、各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第2節 防災訓練

第2節 防災訓練

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、市、県、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

具体的な防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、実施目標は以下に示すとおりである。

■防災訓練の実施目標

- 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- 住民一人一人が、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講ずることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めること。また、災害時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に十分配慮するよう努めること。
- 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意すること。

本市の「防災訓練」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 総合防災訓練	くらし安全課、関係各課、消防本部
2 市及び防災関係機関が実施する訓練	くらし安全課、関係各課、消防本部
3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練	くらし安全課、消防本部
4 訓練の検証	くらし安全課、関係各課、消防本部

1 総合防災訓練

市は、大規模な災害の発生を想定して、災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力及び自主防災組織との連携体制の確立、確認を図る。

(1) 実施時期及び場所

防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日を選び年1回以上実施する。
訓練会場については、学校など総合防災訓練に適した場所とする。

(2) 実施方法

総合防災訓練は、市の主催又は県との共催により防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。

(3) 訓練の種類

総合防災訓練は、次のような訓練主体及び状況の想定に配慮して実施する。

■訓練の種類

- 市が、災害の初期に活動する訓練
- 住民自身が、自助及び共助の精神に基づいて活動する訓練
- 防災関係機関が、それぞれの活動を連携させる訓練
- 他の都県市等からの広域的な応援を受け入れる訓練
- 緊急地震速報を取り入れた訓練
- 市の地域的な特性を踏まえた訓練

(4) 訓練内容

総合防災訓練は、以下のような内容を参考に実施する。

また、実施に当たっては地域の特性に対応した訓練を適宜取り入れるとともに、新たな防災対策をシナリオに取り入れるなど、その知識の普及に努める。

■市が主とする内容

- | | |
|-------------------|---------------|
| ➤ 災害情報の伝達収集、広報訓練 | ➤ 避難誘導訓練 |
| ➤ 災害現地調査訓練 | ➤ 避難所、救護所運営訓練 |
| ➤ 道路応急復旧訓練 | ➤ 給水訓練 |
| ➤ 自主防災組織等の活動支援訓練等 | |

■防災関係機関が主とする内容

- | | |
|----------|------------------------|
| ➤ 消火訓練 | ➤ 災害医療訓練 |
| ➤ 救出救助訓練 | ➤ ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練 |
| ➤ 救急救護訓練 | ➤ 救援物資輸送訓練 |

■自主防災組織が主とする内容

- | | |
|----------|----------------|
| ➤ 初期消火訓練 | ➤ 要配慮者等の安全確保訓練 |
| ➤ 応急救護訓練 | ➤ 避難訓練 |
| ➤ 炊き出し訓練 | ➤ 巡回点検訓練 |

2 市及び防災関係機関が実施する訓練

大規模地震の発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、それぞれの業務に応じた訓練を実施する。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第2節 防災訓練

住民の保護や生活の復旧など各機関がそれぞれの業務に応じて定めるものとし、関係機関の相互協力にも重点を置くものとする。

(1) 水防訓練

梅雨期及び台風期の出水に備えて、水防活動を迅速、的確に遂行するため、次により水防訓練を実施する。

ア 実施の時期及び回数

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

イ 実施場所及び方法

市内で水防訓練に適した場所において、関係機関の協力を得て実施する。

ウ 訓練の種類

次に掲げる訓練の全部又は一部について実施する。

■訓練の種類

- | | |
|---------------|-------------|
| ➤ 水防工法 | ➤ 避難誘導訓練 |
| ➤ 水防資材の輸送訓練 | ➤ 通信・情報連絡訓練 |
| ➤ 非常招集訓練 | ➤ 広報訓練 |
| ➤ その他水防上必要な訓練 | |

(2) 災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練）

災害発生時の初動体制を確認し、被害を最小限に抑えるため、市災害対策本部となる庁舎会議室に集まり、本部の設営、職員配置や活動場所の確認、情報処理手順の確認を行う。

また、職員の勤務時間外における災害時対応行動として、緊急連絡網による伝達と全職員へのチャットツールにより非常参集訓練を実施する。職員各自が配信されたチャットツールに対して、配信確認を送信する安否確認訓練も併せて実施し、迅速な情報伝達及び確実な非常参集人員の把握について訓練する。

(3) 災害情報収集伝達訓練

くらし安全課は、職員の誰もが正しくデジタル簡易無線を利用できるよう、情報収集を担当する職員を中心に関係各課に対して訓練を実施する。

■訓練の種類

- | | | |
|--------------|----------|----------|
| ➤ 災害情報収集伝達訓練 | ➤ 通信連絡訓練 | ➤ 非常通信訓練 |
|--------------|----------|----------|

■実施の方法

- | |
|--------------------------------------|
| ➤ 災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る。 |
| ➤ 気象の予報・警報・特別警報、重大事故等を通知及び連絡する。 |
| ➤ 被害の状況及び処置を報告及び連絡する。 |

(4) 消防訓練

消防団の技能向上を目的に災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、次に掲げる訓練の全部又は一部について実施する。

■訓練の種類

➤ 火災警報伝達訓練	➤ 出動訓練
➤ ポンプ操法訓練	➤ 操縦、放水訓練
➤ 救助訓練	➤ 避難訓練
➤ 非常招集訓練	➤ 通信訓練
➤ 特別消防訓練	➤ その他消防訓練

(5) 避難訓練

災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法第8条の規定に基づく防火管理者等が実施する。市は、避難指示や立ち退きの指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て実施する。

なお、訓練の種類は、次のとおりである。

■避難訓練の区分及びその内容

区分	内容
市が実施するもの	災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。
防火管理者が実施するもの	学校、病院、工場、事業所、興行場その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。
児童・生徒の避難訓練等	学校等の施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。
避難行動要支援者等の訓練	住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

(6) 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

各施設は、児童・生徒、園児、入院患者、負傷者、障がい者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、以下の点に配慮した防災計画を作成し、職員に周知徹底する。また、計画の実効性を高めるため、防災訓練を定期的に実施する。なお、教育総務課、共生福祉課、保育課、健康づくり課、くらし安全課及び消防本部は、その実施を指導する。

■各施設の防災計画において配慮すべき事項

➤ 地震及び風水害等の発災時における職員の動員配備に関する事項（特に勤務時間外）
➤ 臨時休業の基準に関する事項
➤ 避難場所、避難誘導方法に関する事項
➤ 防災訓練の実施に関する事項
➤ 防災資機材、飲料水、食料、生活必需物資の確保に関する事項
➤ 市内の関係施設との相互応援に関する事項

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第2節 防災訓練

3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。なお、訓練の種類は、次のとおりである。

■事業所及び自主防災組織の訓練内容

区分	内容
事業所における訓練	学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。
自主防災組織等の訓練	市及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）などを実施する。

上記訓練のほか、毎年、業務継続計画図上訓練、徒歩帰宅訓練及び災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

4 訓練の検証

実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、次に示す方法で評価及び検証を行う。

■訓練の検証

区分	内容
評価及び検証の方法	➤ 訓練後の意見交換会、検討会の開催 ➤ 職員等に対するアンケート調査 ➤ 訓練の打合わせでの検討
検証の効果	➤ 評価や課題を整理し、地域防災計画（市災害対策本部の動員配備体制）等の見直しに活用する。 ➤ 関係機関との協力体制の再構築 ➤ 次期の訓練計画に反映する。

第3節 災害時における要配慮者の安全確保

災害時の要配慮者及びその介護者の防災能力を高め、地域で要配慮者を支える体制を構築するため、以下の防災対策を実施する。

《参考》

◆「要配慮者」について

従来、災害時に援護を必要とする者に対しては、一般的に「災害時要援護者」という言い方が定着していたが、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月、内閣府）において「災害時要援護者」に代わって「要配慮者」が使用されていることから、本地域防災計画においても「要配慮者」を使用することとした。

「要配慮者」の意味は、「災害時要援護者」と同義であり、災害に対処するに当たって何らかの困難を抱えることにより援護を必要とする者を意味し、次のように定義される。

- 移動することが困難な者
- 医薬品や医療機器がないと生活できない者
- 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- 理解や判断ができない又は時間がかかる者
- 精神的に不安定になりやすい者

具体的には「心身障がい者」や「傷病者」をはじめ、体力的に衰えのある「高齢者」、また「乳幼児」や日本語の理解が十分でない「外国人」、さらに一時的なハンディキャップを負う者として「妊産婦」などが考えられる。

《参考》

◆「避難行動要支援者」について

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいう。

《参考》

◆「避難支援等関係者」について

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第3節 災害時における要配慮者の安全確保

第1 在宅の避難行動要支援者に対する安全対策

市は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努める。

本市の「在宅の要配慮者に対する安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 避難行動要支援者の安全対策	福祉部、こども健康部、くらし安全課、関係各課
2 要配慮者全般の安全対策	福祉部、こども健康部、くらし安全課、消防本部
3 社会福祉施設との連携	福祉部、こども健康部
4 見守りネットワーク等の活用	福祉部、こども健康部
5 相談体制の確立	福祉部、こども健康部、関係各課

1 避難行動要支援者の安全対策

市及び関係団体等は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改訂、内閣府）を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していくものとする。

（1）全体計画

市は、要配慮者対策を重点的に具体化した計画として、「北本市避難行動要支援者避難支援全体計画」（以下「全体計画」という。）を作成し、避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法など、本市における要配慮者支援対策の基本的事項を定めている。

市では、この「全体計画」に即して、要配慮者支援対策を実施する。

ア 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係各課で把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）情報を集約する。また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

イ 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の対象範囲は、生活の基盤が自宅にある者で、災害時に家族以外の第三者の支援がなければ避難できない方とし、全体計画における避難行動要支援者名簿に掲載する者とする。

ウ 名簿作成に必要な情報の収集

市は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

名簿作成に必要な個人情報及びその入手は、「北本市個人情報保護条例」の規定に基づ

き、次に示す住民基本台帳や福祉部局が保有する情報などを収集する。

■名簿作成に必要な情報の収集

- 住民基本台帳
- 要介護認定名簿、身体障害者手帳所持者名簿、療育手帳所持者名簿
- ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯登録名簿
- 災害時要援護者名簿 など

☞【参考資料】「北本市災害時要援護者支援マニュアル（案）」（平成25年7月）」

■名簿の記載事項

- 氏名、年齢(生年月日)、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

【留意事項】

- ① 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、支部社協、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- ② 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、または定期的に精査することが重要である。
- ③ 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。

エ 避難行動要支援者名簿の管理・更新

避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策について、常時適正な管理が行われるよう徹底する。

また、災害の規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう更新を行う。

オ 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難行動要支援者本人に十分な説明を行い、原則、書面による同意を得たうえで、下記の避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第3節 災害時における要配慮者の安全確保

■本市が定める避難支援等関係者

- 埼玉県央広域消防本部
- 北本市消防団
- 埼玉県鴻巣警察署
- 北本市社会福祉協議会
- 北本市民生委員・児童委員
- 自主防災組織及び自治会長
- 上記のほか避難支援等関係者として市長が認めたもの

カ 名簿情報の利用及び提供

避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿の副本を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

なお、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を回収し、粉砕して処分する。

キ 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れないときの対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者の安否確認体制の整備

市は、避難行動要支援者の安否確認を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者名簿を用いて、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、自主防災組織、消防団等の協力を得ながら安否確認を行う体制づくりを進める。

(3) 緊急通報システム等の充実

市は、要配慮者が緊急事態に対応できるよう、ひとり暮らし高齢者や障がい者の世帯に対しては緊急時通報システムの利用が、また聴覚障がい者に対しては登録制メールの登録を勧奨している。

また、ひとり暮らし高齢者や在宅重度障がい者の世帯に対して、安否の確認等の各種サービスが提供できる福祉電話の設置事業を行っている。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、市民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、協力員の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平素から協議等をしておく。

☞【資料 1.6】『北本市緊急時通報システム事業運営要綱』参照

☞【資料 1.7】『北本市老人福祉電話設置事業運営要綱』参照

（４）避難誘導體制の整備

市は、災害の発生又は発生するおそれがある場合において、避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の情報を共有しながら避難支援を実施する体制を整備する。

（５）避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられないこともあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

2 要配慮者全般の安全対策

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

（１）防災知識の普及・啓発

要配慮者に必要とされる防災知識は、個々の要配慮者の有するハンディキャップの違いによって異なる。

そのため、市は、高齢者や障がい者など、個々の要配慮者に応じた防災知識の周知・啓発を効果的に行うものとする。

☞【資料 9. 7】『要配慮者別の防災知識の周知』参照

（２）防災訓練の実施

市は、要配慮者の防災能力を向上させるため、防災訓練の実施に当たり、要配慮者を対象とした避難訓練等をメニューに取り入れる。

（３）要配慮者の家庭内対策の支援

市は、消防団、社会福祉協議会、災害ボランティア、民生委員・児童委員等の協力を得て、自力で住家等の安全化（家屋の耐震補強、家具の固定等）を図るのが困難な要配慮者に対して、家庭内の安全対策を支援する。

3 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日頃から社会福祉施設等との連携を図るよう努める。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用を図っていく。

4 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

5 相談体制の確立

市は、災害時、要配慮者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう日頃から相談体制の整備に努める。

第2編 災害予防計画

＜第3章 市民の自主防災力の向上＞

第3節 災害時における要配慮者の安全確保

また、被災により精神的なダメージを受けた要配慮者に対してメンタルケア等ができるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員の確保に努める。

第2 社会福祉施設入所者に対する安全対策

市は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設に入所している要配慮者に対する安全対策を推進する。

本市の「社会福祉施設入所者に対する安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 防災計画の策定	施設管理者、関係各課、消防本部
2 防災教育の実施	施設管理者
3 防災訓練の実施	施設管理者、消防本部
4 地域との連携	施設管理者、関係各課

1 防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。

(1) 緊急連絡体制の整備

ア 職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

(2) 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

特に、荒川の浸水想定区域内にある要配慮者施設の施設管理者は、市から「高齢者等避難」等が伝達された場合、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるため、事前に避難計画の作成や避難訓練などの実施に努める。

(3) 施設間の相互支援システムの確立

市は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第3節 災害時における要配慮者の安全確保

(4) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

(5) 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

(6) 社会福祉施設等の出火防止対策

施設管理者は、防火管理及び消防訓練の実施に努める。また、消火器具、屋内消火栓などの消火設備、自動火災報知器などの警報設備、避難器具、誘導灯・誘導標識などの避難設備を設置及び管理する。

(7) 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、次に示す物資等を最低3日間（推奨1週間）分の備蓄に努める。

■主な備蓄品（※印備蓄品は、3日分）

➤ 飲料水※	➤ 介護用品※（おむつ、尿取りパット等）
➤ 非常用食料※ （高齢者食等の特別食を含む）	➤ 照明器具
➤ 常備薬※	➤ 非常用電源（燃料含む）
	➤ 移送用具（担架、ストレッチャー等）

2 防災教育の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識・意識の向上を図るとともに、各施設が策定する防災計画について周知徹底に努める。

3 防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民、自主防災組織等と連携し防災訓練を実施する。

また、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練の実施にも努める。

4 地域との連携

施設管理者は、災害に伴う入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、市は、施設管理者が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

第3 外国人の安全対策

災害が発生した場合、わが国の言語、風習等に不慣れな外国人の多くは、的確な対応をとることが困難となることが懸念される。

本市の「外国人の安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 外国人の所在把握	市民課
2 防災知識の普及・啓発	くらし安全課
3 防災訓練の実施	くらし安全課
4 誘導標識、避難所案内板等の設置	くらし安全課
5 通訳・翻訳ボランティアの確保	共生福祉課

1 外国人の所在把握

平成24年7月9日、外国人住民への行政サービスなどの利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を図るため、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行された。

これにより、外国人住民に対して住民票が作成され、平成25年7月8日から、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）の運用が開始されることになった。

市は、災害時の外国人への支援を迅速に進めるため、平常時から市内在住の外国人の所在の把握に努め、外国人支援体制の整備を図る。

2 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットにより、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供に努める。

3 防災訓練の実施

市は、外国人の防災能力を向上させるため、総合防災訓練の参加を促すとともに、外国人を対象としたメニューを取り入れた防災訓練の実施に努める。

4 誘導標識、避難所案内板等の設置

誘導標識、避難場所案内板等について、地図や外国語の併記に努める。また、案内板のデザインの統一についても配慮する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や通訳ボランティアなどの確保を図る。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第4節 自主防災組織等の整備

第4節 自主防災組織等の整備

第1 自主防災組織の整備、地区防災計画の策定

大規模な災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず市民による自主的な防災活動、すなわち市民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護、避難誘導など地域での助け合いが必要とされる。また、これらの防災活動は、市民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

そのため、自主防災組織の結成及び育成・強化を積極的に展開し推進することが必要である。

本市の「自主防災組織の整備、地区防災計画の策定」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 自主防災組織設立の働きかけ	くらし安全課
2 自主防災組織の活動支援	くらし安全課
3 自主防災組織への訓練実施の支援	くらし安全課
4 自主防災組織リーダー養成研修の実施	くらし安全課
5 地区防災計画の策定	くらし安全課

1 自主防災組織設立の働きかけ

本市では、平成29年1月1日現在、主に自治会を単位に自主防災組織が57団体結成されている。結成されていない地域の自治会等については、自主防災組織設立時に防災対策用資機材の購入に対して補助金を交付する「北本市自主防災組織設立補助金交付要綱」等を活用して、自主防災組織の設立を推進する。

また、自主防災組織同士の情報交換や連携等を図ることを目的とした連合組織の設立を検討する。

なお、自主防災組織の編成に当たっては、次の点に留意するとともに、各地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織編成を行う。

☞【資料1.4】『北本市自主防災組織設立補助金交付要綱』参照

■自主防災組織編成時の留意事項

- 既存のコミュニティである自治会等を活用して結成する。
(特に、都市部においてはマンションの自治会等の参加が必要不可欠である。)
- 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。
- 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。

☞【資料3.3】『北本市自主防災組織一覧』参照

2 自主防災組織の活動支援

災害時に初期消火活動、救出活動等が的確に実施できるよう、防災活動用資機材の整備を補助制度等により継続的に支援していく。

また、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るために、災害危険箇所や避難所等を記した防災地図や、地区防災計画の策定を推進する。

☞【資料 1.5】『北本市自主防災組織活動費補助金交付要綱』参照

3 自主防災組織への訓練実施の支援

市は、防災訓練に自主防災組織による訓練の機会を提示し、参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行っていく。

4 自主防災組織リーダー養成研修の実施

自主防災組織の活動が活発に展開されるためには、各自主防災組織におけるリーダーの役割が重要となる。

そこで、市は、県や消防本部と連携してリーダーの育成に努める。

5 地区防災計画の策定

自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、行政区等の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）策定に努めるとともに、個々の住民への計画等の周知徹底を図る。

地区防災計画の作成に当たっては、女性の意見も取り入れるものとする。

市防災会議は、自主防災組織等から地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第4節 自主防災組織等の整備

第2 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合は、行政や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に、公団地域等住宅地においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間市外へ通勤して不在のケースも多い。

このため、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図るものとする。

本市の「事業所等の防災組織の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 一般企業の防災組織の整備等	消防本部
2 施設内の防災組織の育成	消防本部、関係各課
3 事業所内の防災組織の育成	消防本部
4 関係機関への協力体制の確立	くらし安全課、関係各課

1 一般企業の防災組織の整備等

市は、県の支援・指導を得て、また埼玉県央広域消防本部と連携して、企業における自主的な防災組織の整備の促進を図り、災害時には各企業が設置する自衛消防隊と連携して被害の拡大を防止する。

また、企業は、災害時の企業の果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

2 施設内の防災組織の育成

市は、学校、病院、文化センター等不特定多数の人が出入する施設に対し、埼玉県央広域消防本部と連携して防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

3 事業所内の防災組織の育成

市は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて、連携を図る。

4 関係機関への協力体制の確立

市は、地域における災害対策組織による防災活動の円滑な実施を図るため、自主的な防災組織の整備を促進し、民間協力機構の充実を図る。

特に、次に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

- 民生委員・児童委員、赤十字奉仕団及び自治会
- 農協、商工会等関係団体
- P T A、青年団、婦人会及びその他の市民団体
- その他の公共的団体

第5節 災害ボランティア活動のための環境整備

大規模な災害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、ボランティアの活動環境の整備に努める。

本市の「災害ボランティア活動のための環境整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1 災害ボランティア登録の周知	共生福祉課、建築開発課、関係各課
2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握	共生福祉課、健康づくり課、くらし安全課
3 専門職ボランティアの組織化	共生福祉課、くらし安全課、関係各課
4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備	福祉部、健康づくり課
5 ボランティアコーディネーターの養成	共生福祉課

1 災害ボランティア登録の周知

(1) 災害ボランティア

災害ボランティアの活動を希望する個人又は団体を対象として災害ボランティア活動の登録を推進する。なお、登録に際しては、北本市社会福祉協議会の窓口を活用する。

■災害ボランティアの活動内容

- 一般作業（専門分野を持たずに労働力を提供）
炊き出し、清掃、救援物資の仕分けなど

(2) 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、建物危険度判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、次に示す専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

■専門分野の例

- | | | |
|----------------------------|---------|---------|
| ➤ ボランティアコーディネーター | ➤ 乳幼児保育 | ➤ 心のケア |
| ➤ 障がい別の専門ボランティア
(手話通訳等) | ➤ 土木・建築 | ➤ 外国語通訳 |
| | ➤ 介護 | ➤ 情報・通信 |

(3) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行っている。市は、災害時に必要に応じて、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

第2編 災害予防計画

<第3章 市民の自主防災力の向上>

第5節 災害ボランティア活動のための環境整備

2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握

災害時には、医療、福祉、保健、被災建築物応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、市内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、市は、災害時に援助の申し出があった場合、これら団体と円滑に連携できるよう、総務省消防庁が公開している「災害ボランティア・データバンク」等を利用して情報を事前に把握しておくものとする。

3 専門職ボランティアの組織化

災害応急対策を迅速・的確に遂行するためには、専門能力を有するボランティアと効果的に連携する必要がある。

そのため、市は、市内在住の専門能力を有するボランティアを事前に組織化し、災害時に迅速・的確な協力が得られる体制づくりを進めていく。

また、体制づくりに合わせボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

■主な専門職ボランティア

- アマチュア無線技士
- 外国語堪能者
- 手話通訳者
- 点字通訳者
- 1級、2級建築士

4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備

大規模災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくない。

そのため、市は、社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、参集したボランティアを円滑に受け入れるため、以下の事前対策を講じていく。

■災害ボランティアの活動環境の整備

- 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成
- 必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
- ボランティアのための宿泊場所や活動拠点の候補地を選定

5 ボランティアコーディネーターの養成

市及び北本市社会福祉協議会は、ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。

その際、市内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。